

福島県特定再生資源物の屋外
保管の適正化に関する条例
許可申請等の手引き

令和 7 年 1 0 月
福 島 県

目次

I	はじめに.....	1
II	特定再生資源物とは.....	2
III	屋外保管事業場とは.....	4
IV	屋外保管事業場の保管基準.....	10
V	屋外保管事業場の許可等.....	20
VI	新規・更新・変更許可申請.....	25
VII	新規・更新・変更許可申請書の記載要領.....	30
VIII	添付書類の記載要領.....	34
IX	使用前検査.....	41
X	変更・廃止・休止届出.....	42
XI	変更・廃止届出の記載要領.....	46
XII	屋外保管事業場の譲受け等.....	47
XIII	既存屋外保管事業場の届出.....	48
XIV	添付書類等チェックリスト（新規・更新・変更許可申請）.....	55
XV	添付書類等チェックリスト（既存屋外保管事業場届出）.....	57
XVI	様式集.....	59

I はじめに

- 1 再生利用を目的として回収された金属やプラスチックの屋外保管については、火災や高積みにより崩落のおそれがあるほか、騒音・振動等の発生や汚水・油分の流出のおそれがありますが、これらは廃棄物ではないことから既存の法令による規制の対象となりません。

このことから、県では金属やプラスチックなどの再生資源物の屋外保管に関し一定の保管基準を設けるとともに、屋外保管事業者の設置を県の許可制とする「福島県特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和6年福島県条例第76号）」を制定し、令和7年1月1日に施行しました。

この手引きでは、屋外保管事業場の設置許可等申請や保管基準の概要等について記載しておりますので参考としてください。

- 2 この手引きでは、法令等名称を以下のとおり略して使用しています。

法令等名称	略称
福島県特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例	条例
福島県特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例施行規則	施行規則
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物処理法
特定家庭用機器再商品化法	家電リサイクル法
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律	小型家電リサイクル法
使用済自動車の再資源化等に関する法律	自動車リサイクル法
福島県生活環境の保全等に関する条例	生活環境保全条例

- 3 この手引きに係る申請書、届出書及び添付書類の様式のうち、「福島県特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例施行規則に関する書類の様式に関する要綱」で規定されているものは「要綱様式第〇〇号」と、この手引きで規定しているものは「別紙様式第〇〇号」と記載しています。

Ⅱ 特定再生資源物とは

1 特定再生資源物に該当する物品

条例では、使用を終了し^{注1}、収集された物のうち次に掲げるものを「特定再生資源物」と定義し、規制の対象としています。

① 金属又は金属混合物

(分解・破砕、圧縮その他の処理がされたものを含む)

② プラスチック又はプラスチック混合物

(分解・破砕、圧縮その他の処理がされたものを含む)

ここで言う金属は、ビルの梁や柱等で使用されたH鋼、戸建住宅で使用された窓枠、製品の製造工程で発生した切り粉（ねじの溝を削る時などに発生）などを指します。

ここで言うプラスチックは、飲料容器として使用されたペットボトル、戸建住宅の排水設備として使用された塩ビ管、原料樹脂（バージンペレット）の製造工程で発生した規格（強度、比重等）外品などを指します。

ここで言う金属混合物又はプラスチック混合物は、金属、プラスチック等を素材とする業務用機器類や使用済電気電子機器等、様々な素材が混ざっているものなどを指します。

注1 「使用を終了し」とは、製品としての本来の用途での使用が終了していることをいい、新品や未使用の物品、バージン材、再使用を目的として取引されている物品や、修理するために回収された製品は、特定再生資源物に該当しません。（古物営業法など、他の法令等による規制の対象となる場合があります。）

特定再生資源物の該当・非該当については、収集者の主観のみに基づいて判断するものではなく、次頁の図1の判断フローに従い、また、取扱いや流通状況の実態によって、客観的に判断します。

2 規制対象外となる物品

次に掲げる物品については、他の法令等による規制を受けていることから、前記

1の定義に該当する物品であっても、条例の規制対象外となります。

① 廃棄物……廃棄物処理法第2条第1項（自動車リサイクル法第121条の規定により廃棄物とみなされるものを含む。）② 有害使用済機器……廃棄物処理法第17条の2第1項

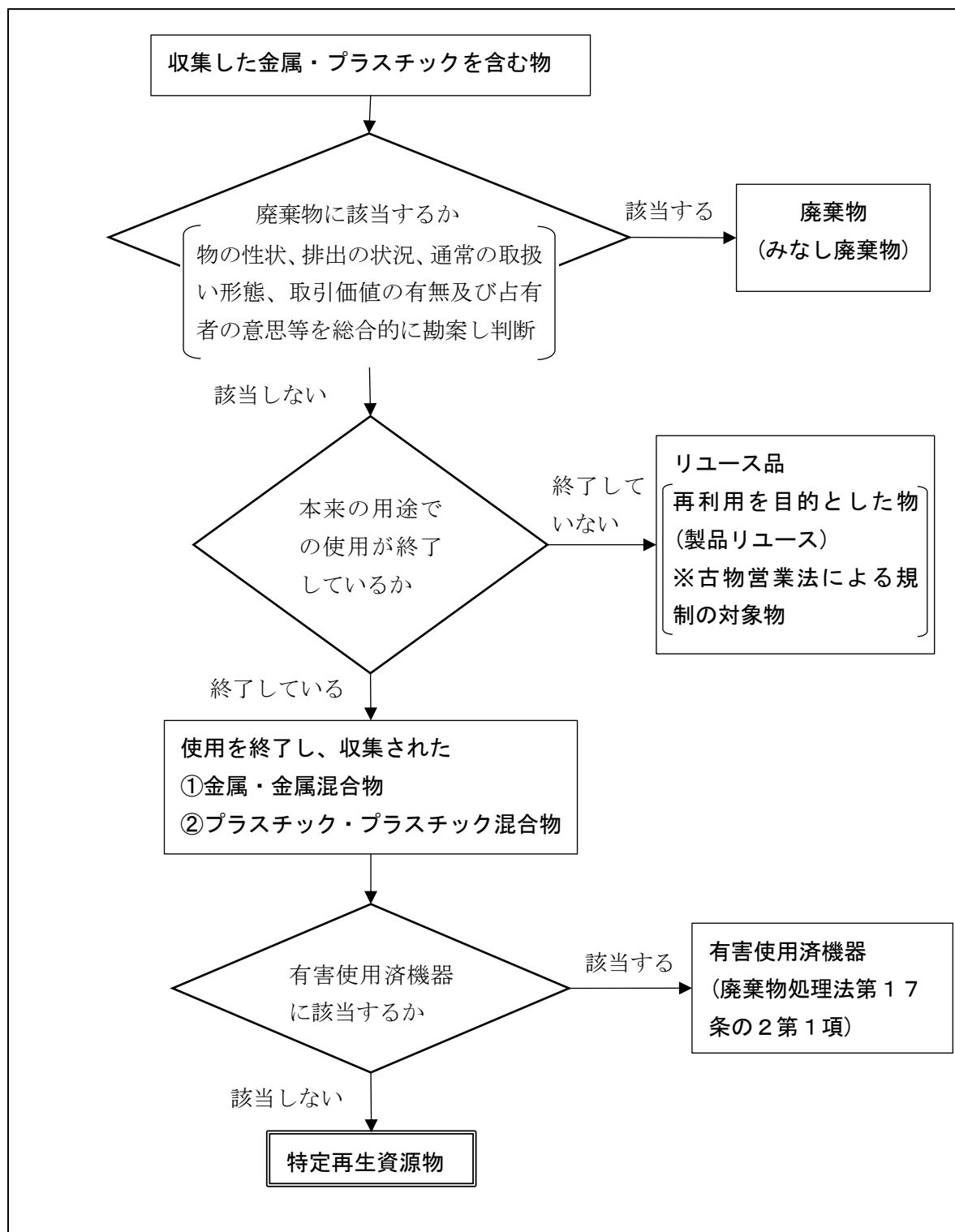


図1 特定再生資源物の判断フロー

Ⅲ 屋外保管事業場とは

1 屋外保管事業場とは

条例では、次に掲げる要件に該当するものを屋外保管事業場と定義しています。

屋外保管	業として特定再生資源物の取引を行うため 屋外において特定再生資源物を保管すること
屋外保管事業場	屋外保管の用に供する事業場

<屋外保管に該当しない例>

屋根があり四方が壁や扉等で囲まれ、保管物が飛散・流出しないよう密閉されている状態は屋外保管に該当しません。(屋内保管)

三方が壁で囲まれ、一方がシャッター等の扉の場合、作業中は扉が開いていても差し支えありませんが、夜間等作業時間以外は密閉していることで屋内保管とみなします。

2 対象となる業

継続反復して、特定再生資源物を収集し、その特定再生資源物若しくはその特定再生資源物を処理（分解、破碎、圧縮等）したものを販売する者

例：①金属スクラップを収集し、選別・圧縮して転売する。

②電気製品や電線を破碎し、プラスチックと金属に分別し販売する。

<対象とならない業>

原材料を購入し、最終製品を生産するための屋外保管は条例の規制対象とならない。

例：鉄スクラップを購入し鋳物製品を生産する。

例：廃プラスチックから RPF、フラフ燃料を生産する。

3 適用除外となる事業場

次に掲げる屋外保管事業場には条例の規定は適用されません。(条例第25条関係)

(1) 国又は地方公共団体が屋外保管を行う場合（第1項）

(2) 特定再生資源物が廃棄物となったものの処理に係る許可等を受けた者が、当該許可等に係る事業場において屋外保管を行う場合（第2項）

- 廃棄物処理法の許可業者等や家電リサイクル法、小型家電リサイクル法の認定業者等、自動車リサイクル法の許可業者のうちの一部の事業者（表1、2）が該当します。

なお、施行規則第23条第1項各号に示す知事が別に定めるものは表1に該当する者を、施行規則第23条第2項文中の知事が別に定めるものは表2に該当する者をそれぞれ指します。

- 屋外保管事業場内で特定再生資源物の破砕等（分解、破砕、圧縮その他の処理をいう。以下同じ。）を行う場合は、表 2 に示す破砕等の処理に係る許可等を受けた者でなければ、条例の適用除外とはなりません。

（例：積替保管を含む産業廃棄物収集運搬業の許可のみを受けた屋外保管事業場内で、特定再生資源物の保管のみを行う場合は、条例の適用除外となります。ただし、その場所で特定再生資源物の破砕等も行いう場合は、破砕等の処理に係る産業廃棄物処分業の許可等を受けていなければ、条例の適用除外とはなりません。）

- （３） 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項第 8 号に規定する保管施設（当該保管施設に係る同項第 11 号の港湾施設用地を含む。）において屋外保管を行う場合（第 3 項）

表 1 「屋外保管を適正に行うことができる者」の一覧

施行規則 第 23 条 第 1 項の 号番号	対象事業者
1	廃棄物処理法第 7 条第 1 項の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者（積替保管を含む収集運搬に係る許可を受けた者に限る。）
2	廃棄物処理法第 7 条第 6 項の許可を受けた一般廃棄物処分業者
3	廃棄物処理法第 9 条の 8 第 1 項の認定を受けた一般廃棄物再生利用認定業者（積替保管を含む収集運搬又は処分に係る認定を受けた者に限る。）
4	廃棄物処理法第 9 条の 9 第 1 項の認定を受けた一般廃棄物広域的処理認定業者（その認定業者からの委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者（同法第 9 条の 9 第 2 項第 2 号に規定する者であって積替施設又は当該処理の用に供する施設を有する者に限る。）を含む。）
5	廃棄物処理法第 14 条第 1 項の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者（積替保管を含む収集運搬に係る許可を受けた者に限る。）
6	廃棄物処理法第 14 条第 6 項の許可を受けた産業廃棄物処分業者
7	廃棄物処理法第 15 条の 4 の 2 第 1 項の認定を受けた産業廃棄物再生利用認定業者（積替保管を含む収集運搬又は処分に係る認定を受けた者に限る。）
8	廃棄物処理法第 15 条の 4 の 3 第 1 項の認定を受けた産業廃棄物広域的処理認定業者（その認定業者からの委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者（同法第 15 条の 4 の 3 第 2 項第 2 号に規定する者であって積替施設又は当該処理の用に供する施設を有する者に限る。）を含む。）
9	廃棄物処理法施行規則第 2 条第 1 号に基づく、市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者（積替保管を含む収集運搬に係る委託を受けた者に限る。）

1 0	廃棄物処理法施行規則第2条第2号に基づく、再生利用されることが確実であることが適当であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であって市町村長の指定を受けたもの（積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。）
1 1	廃棄物処理法施行規則第2条第4号に基づく、広域的に収集又は運搬することが適当であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物を適正に収集又は運搬することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者（積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。）
1 2	廃棄物処理法施行規則第2条の3第1号に基づく、市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者
1 3	廃棄物処理法施行規則第2条の3第2号に基づく、再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行う者であって市町村長の指定を受けたもの
1 4	廃棄物処理法施行規則第2条の3第4号に基づく、広域的に処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物を適正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者
1 5	廃棄物処理法施行規則第9条第2号に基づく、再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であって都道府県知事の指定を受けたもの（積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。）
1 6	廃棄物処理法施行規則第9条第4号に基づく、広域的に収集又は運搬することが適当であるものとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に収集又は運搬することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者（積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。）
1 7	廃棄物処理法施行規則第10条の3第2号に基づく、再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者であって当該都道府県知事の指定を受けたもの
1 8	廃棄物処理法施行規則第10条の3第4号に基づく、広域的に処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者
1 9	家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等
2 0	家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等からの委託を受けて積替保管又は処分を行う者（当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）
2 1	家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人
2 2	家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人からの委託を受けて積替保管又は処分を行う者（当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）
2 3	小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者（当該認定を受けた再資源化事業計画（変更があった場合には、その変更後のもの。以下同じ。）に従って積替保管又は処分を行う場合に限る。）
2 4	小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者からの委託を受けて積替保管又は処分を行う者（当該認定を受けた再資源化事業計画に従って積替保管又は処分を行う者に限る。）

2 5	自動車リサイクル法第60条第1項に基づく解体業の許可を受けた者
2 6	自動車リサイクル法第67条第1項に基づく破碎業の許可を受けた者

表2 破碎等の処理に係る許可等を受けた者の一覧

施行規則 第23条 第2項文 中の第1 項の号番 号	対象事業者
2	廃棄物処理法第7条第6項の許可を受けた一般廃棄物処分業者
3	廃棄物処理法第9条の8第1項の認定を受けた一般廃棄物再生利用認定業者（処分に係る認定を受けた者に限る。）
4	廃棄物処理法第9条の9第1項の認定を受けた一般廃棄物広域的処理認定業者（その認定業者からの委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者（同法第9条の9第2項第2号に規定する者であって当該処理の用に供する施設を有する者に限る。）を含む。）
6	廃棄物処理法第14条第6項の許可を受けた産業廃棄物処分業者
7	廃棄物処理法第15条の4の2第1項の認定を受けた産業廃棄物再生利用認定業者（処分に係る認定を受けた者に限る。）
8	廃棄物処理法第15条の4の3第1項の認定を受けた産業廃棄物広域的処理認定業者（その認定業者からの委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者（同法第15条の4の3第2項第2号に規定する者であって当該処理の用に供する施設を有する者に限る。）を含む。）
12	廃棄物処理法施行規則第2条の3第1号に基づく、市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者
13	廃棄物処理法施行規則第2条の3第2号に基づく、再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行う者であって市町村長の指定を受けたもの
14	廃棄物処理法施行規則第2条の3第4号に基づく、広域的に処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物を適正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者
17	廃棄物処理法施行規則第10条の3第2号に基づく、再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者であって当該都道府県知事の指定を受けたもの
18	廃棄物処理法施行規則第10条の3第4号に基づく、広域的に処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者
19	家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等
20	家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等からの委託を受けて処分を行う者（当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）
21	家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人
22	家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人からの委託を受けて処分を行う者（当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）

2 3	小型家電リサイクル法第 1 0 条第 3 項に基づく認定事業者（当該認定を受けた再資源化事業計画（変更があった場合には、その変更後のもの。以下同じ。）に従って処分を行う場合に限る。）
2 4	小型家電リサイクル法第 1 0 条第 3 項に基づく認定事業者からの委託を受けて処分を行う者（当該認定を受けた再資源化事業計画に従って処分を行う者に限る。）
2 6	自動車リサイクル法第 6 7 条第 1 項に基づく破砕業の許可を受けた者

- 条例の適用除外は、表 1、2 に掲げる特定再生資源物が廃棄物となったものの処理（保管、処分又は再生を業として行おうとするときは、それぞれ保管、処分又は再生）に係る許可等^{注 1}を受けた者が、当該許可等に係る事業場内で特定再生資源物の屋外保管（当該保管と併せて行う処分又は再生を含む。）を行う場合に限りです。

なお、当該許可等を受けている期間内に行われる屋外保管についてのみ、条例は適用されません。

注 1：廃棄物の処理に係る許可等とは、金属又はプラスチックを主として含む廃棄物の処理に係る許可等を含みます。

IV 屋外保管事業場の保管基準

1 保管基準

(1) 囲いの設置

(敷地面積100平方メートルを超える屋外保管事業場のみ適用されます。)

屋外保管事業場の周囲に、外部から特定再生資源物の保管の状況が確認できる構造の囲いが設けられていること。

ア 囲いは、原則として屋外保管事業場の全周囲に設け、みだりに人が屋外保管事業場に立ち入るのを防止できるよう配置すること。

なお、敷地境界が海面、河川、崖等の地形と接している場合は設ける必要がない。(ただし、囲いの設置を妨げるものではない。)

イ 囲いの高さは、目安として、地盤面から1.8メートル以上とすること。

ウ 囲いは、人及び風圧等により容易に転倒、破壊されないものとする。

エ 道路等の屋外保管事業場の外部から場内の作業及び保管の状況が確認できるようにするため、屋外保管事業場の内部を見通すことができる素材又は構造の部分(以下、「可視化部分」という。)を適切に配置すること。

オ 囲いの可視化部分は、道路等の屋外保管事業場の外部から内部を見通すことができる位置に、次の素材の部分又は構造を適切に配置すること。

(ア) 一定間隔ごとにパンチング・スリット等が入った内部が確認できる素材又は構造

(イ) 網状、格子状等のフェンス

(ウ) 透明なアクリル板

(エ) (ア)～(ウ)と同等の効果のある素材又は構造

カ 可視化部分を新設する場合は、原則として、1つの可視化部分は幅が50センチメートル以上、高さが地盤面から1メートルから1.8メートルの範囲以上の大きさとする。

キ 門扉は、アからウの構造を有し、施錠できるものとする。

なお、門扉は、オ及びカの構造を有することにより、エに規定する「見通すことができる素材又は構造の部分」に含めることができる。

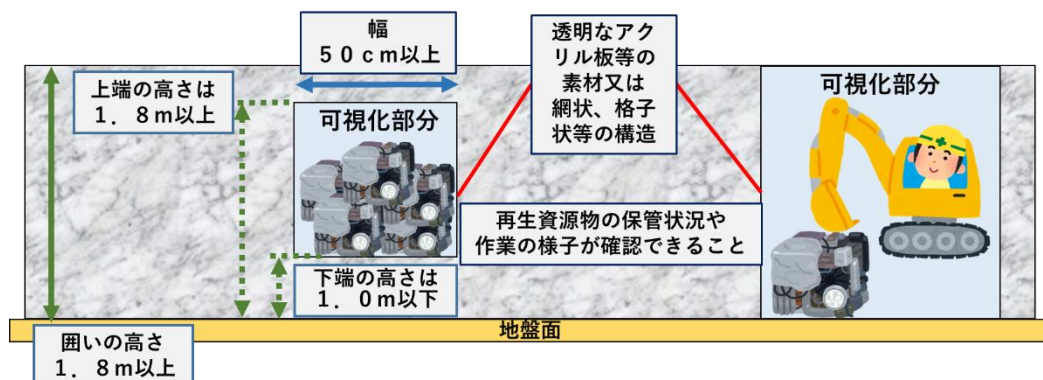


図2 囲いの構造の例（立面図）

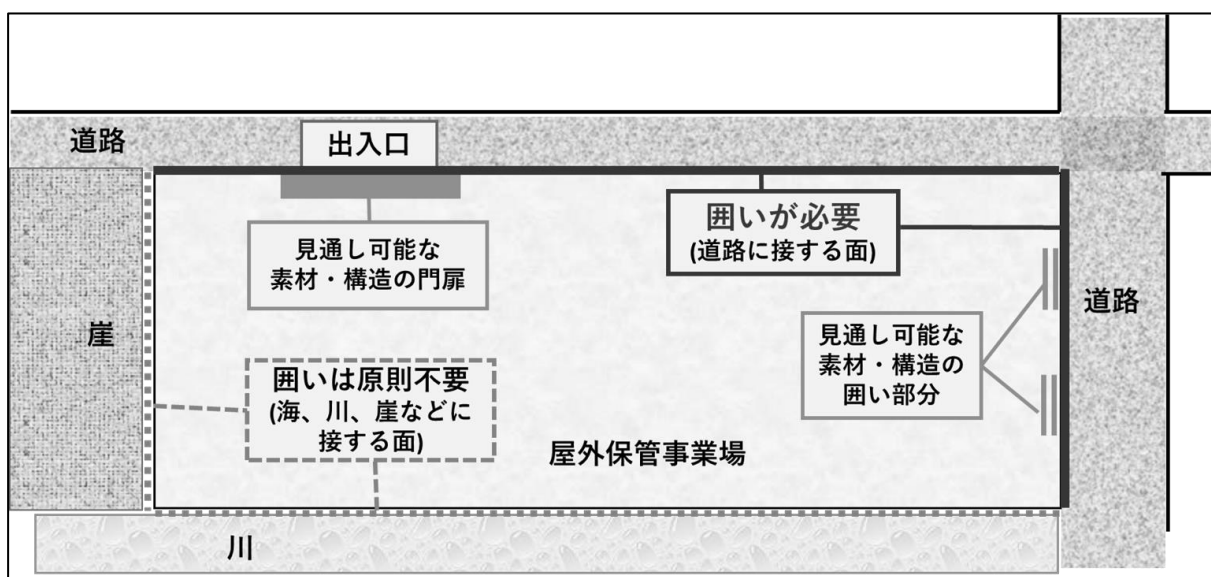


図3 囲いの構造の例（平面図）

（２）屋外保管事業場の表示

（敷地面積１００平方メートルを超える屋外保管事業場のみ適用されます。）

外部から見やすい箇所に、屋外保管事業場である旨その他次に掲げる事項を表示した縦及び横それぞれ６０センチメートル以上の掲示板が設けられていること。

ア 許可の年月日及び許可番号

- 既存屋外事業場届出書によりみなし許可を受けた者は、みなし許可年月日（令和７年１月１日）及び許可番号を記載すること。なお、みなし許可にかかる許可番号は届出書収受後に地方振興局より別途通知する。
- 屋外保管事業場設置許可申請書により許可を受けた者は、許可証記載の許可年月日及び許可番号を記載すること。

イ 保管する特定再生資源物

- 保管する特定再生資源物の種類を全て記載すること。

ウ 現場責任者の氏名及び連絡先の電話番号

- 現場責任者の連絡先の電話番号は当該屋外保管事業場の現場責任者に直接連絡できる番号とすること。

エ 容器を用いずに保管する場合にあっては、保管の高さの最高値

- 保管する特定再生資源物の全てのうち最高の保管高さを記載すること。

オ その他

- 原則として門扉の付近等、入口付近の見やすい箇所に、表示例（図４）により、許可屋外保管事業場であることを表示する掲示板を設けること。
- 掲示板は下地を白色、文字を黒色とするなど文字を見やすくすること。

特定再生資源物の屋外保管事業場	
許可年月日	〇〇〇年〇〇月〇〇日
許可番号	福島県〇〇地方振興局長 許可 第〇〇〇〇号
保管特定再生資源物	金属（H鋼）、金属混合物、 プラスチック（塩化ビニルパイプなど） プラスチック混合物（業務用機械、バッテリーなど）
最高保管高さ	〇メートル
現場責任者	株式会社〇〇 福島 太郎 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

縦・横
それぞれ
60cm
以上

図4 屋外保管事業場の表示例

（3） 飛散、流出及び地下浸透並びに悪臭の防止

屋外保管事業場から特定再生資源物又は当該保管に伴って生じた汚水若しくは油分が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。

ア 保管する特定再生資源物の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造の場合にあっては、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であること。

○ 囲いが損壊すること等により、保管物が周辺に飛散・流出しないように、風圧力、地震力等のほか、保管物の荷重に対して構造耐力上安全であり、変形及び損壊のおそれがないものであること。

○ 書類及び図面によって、囲いの形状、構造、材質等を明らかにし、当該囲いが風圧力、地震力等及び保管物の荷重によって変形し、又は損壊するおそれがないものであることを十分に示すこと。

イ 容器を用いず（※）に保管する場合にあっては、積み上げられた特定再生資源物の高さを5メートル以下とし、次に掲げる要件を満たすこと。

※ 積み上げを行った際に容易に形状の変わらない容器（コンテナ等）を用いて保管する場合、高さの制限はありません（イの基準は適用されません）が、屋外保管にあたっては特定再生資源物が崩落や飛散・流出しないよう積上段数に注意してください。

- (ア) 囲いに特定再生資源物の荷重がかかる部分がない場合、保管の場所から敷地境界までの距離を保管の高さの1.5倍以上の距離をとること又は特定再生資源物を勾配50パーセント（角度約26.6°）以下となる高さとすること。

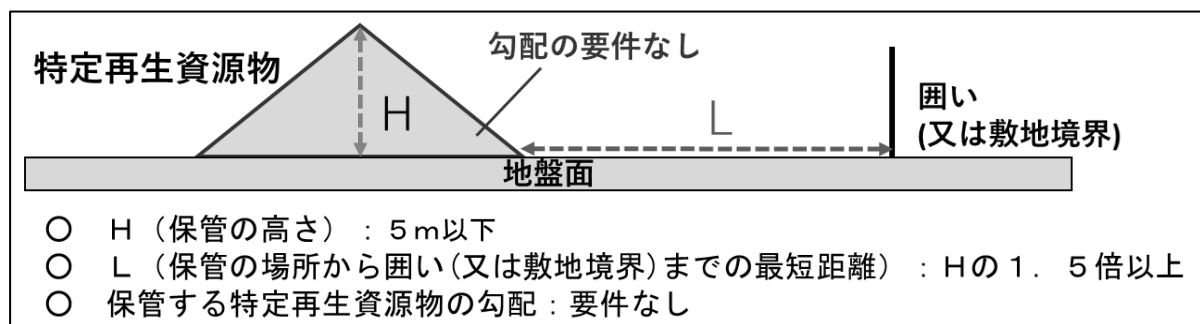


図5-1 保管高さの図示（勾配要件なし）

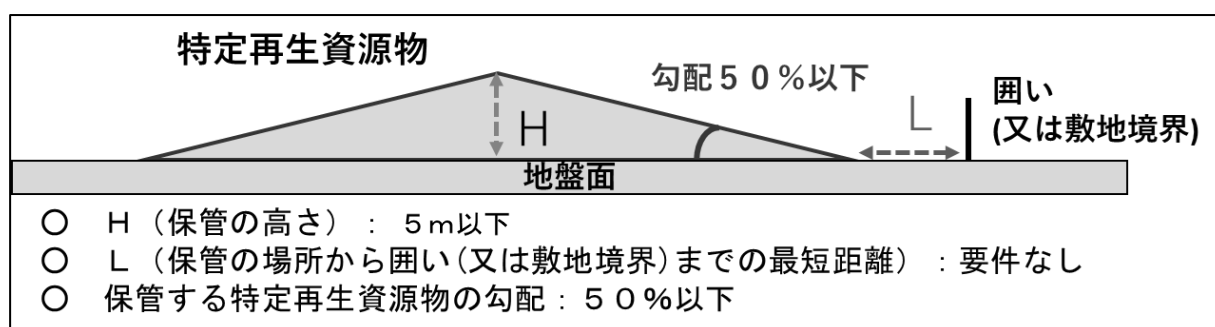


図5-2 保管高さの図示（保管の場所から囲い（又は敷地境界）まで十分な距離を確保できない場合）

- (イ) 構造耐力上安全な囲いに特定再生資源物の荷重が直接かかる部分がある場合は、囲いから2メートル以内は囲いの上端から50センチメートル以上低くし、2メートルを超える部分は上方に勾配50パーセント（角度約26.6°）以下となる高さとする。

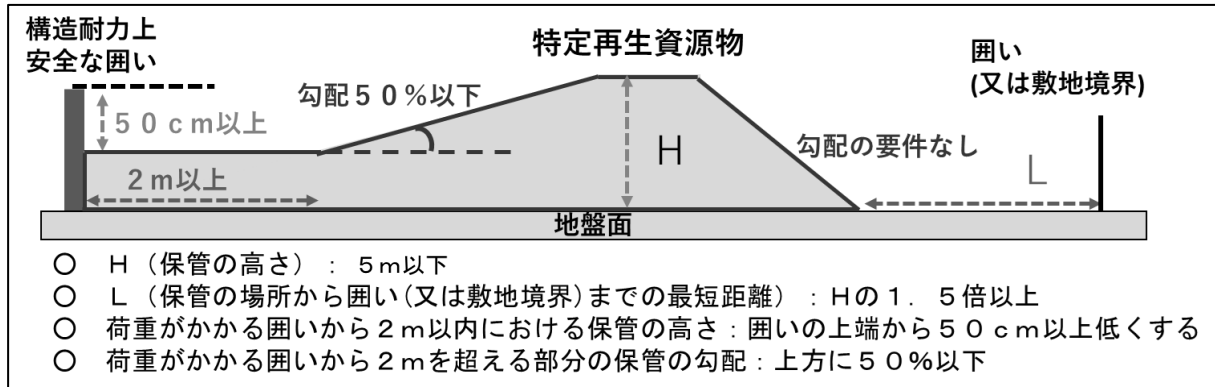


図5-3 保管高さの図示（囲いに荷重がかかる場合）

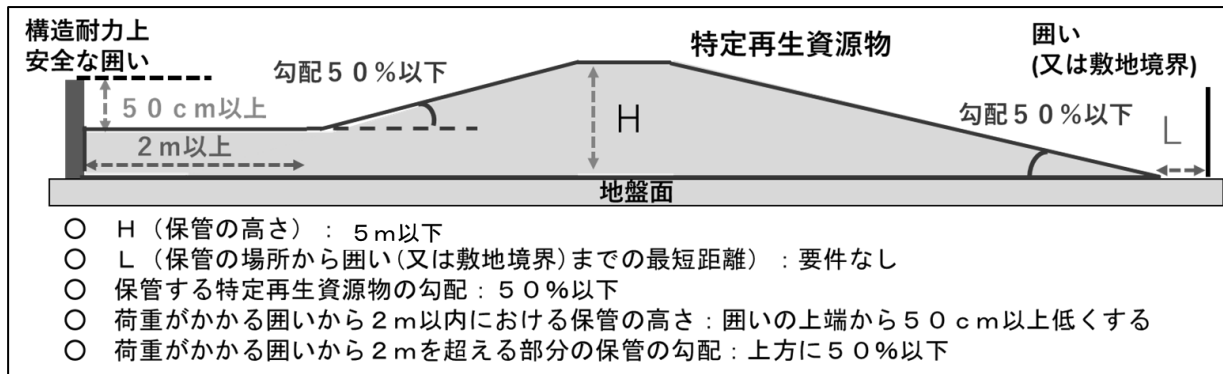


図5-4 保管高さの図示（囲いに荷重がかかり、保管の場所から囲い（又は敷地境界）まで十分な距離を確保できない場合）

ウ 特定再生資源物の保管に伴い汚水又は油分が屋外保管事業場外に流出するおそれがある場合にあっては、当該汚水又は油分による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、屋外保管事業場の床面を不浸透性の材料で覆うとともに、油水分離装置及びこれに接続する排水溝その他の設備を設けること。

(ア) 汚水又は油分（以下、(ア) 及び (イ) において「汚水等」という。）が生ずるおそれがある場合には、地下浸透を防止するため、床面をコンクリート等の不浸透性の材料で舗装すること。

なお、汚水源や油を含む特定再生資源物を保管せず、汚水等が生ずるおそれがない場合は、この限りではありません。

- コンクリート等の不浸透性の材料で舗装しない場合は、その他鋼板の設置や地下浸透防止策との併用等によってこれと同等以上の効果を有する舗装の措置が講じられていること。
- 保管物の自重、作業の用に供する機械及び出入りする運搬車両の荷重等により、舗装の破損等を生じないものとする。
- 床面には、汚水等が自然に排水溝に集水されるよう適切な傾斜（排水勾配）を設けること。
- 書類及び図面によって、床面の形状、構造、材質等を明らかにし、当該床面が汚水等の地下浸透を生じさせるおそれがないものであることを十分に示すこと。

(イ) 油水分離装置及びこれに接続している排水溝は、次の基準を満たすものであること。

- 不浸透性の材料で覆われた床面の上を流れる汚水等が屋外保管事業場外に流出しないように、床面に設けた傾斜（排水勾配）に合わせて、保管等の場所の周りに排水溝を設置すること。
- 排水溝によって集水した汚水等から油分を分離し、回収するため、排水溝と接続する適当な場所に油水分離装置を設置すること。
- 油水分離装置及び排水溝は、流入する汚水等処理することのできる十分な容量のものを設置すること。このとき、汚水等の量だけでなく、流入する雨水等の量も勘案すること。
- 書類及び図面によって、油水分離装置及び排水溝の形状、構造、材質等を明らかにし、当該油水分離装置及び排水溝が汚水等を屋外保管事業場の敷地から外へ流出させるおそれがないものであることを示すこと。
- 油水分離装置の機能を維持するため、状況に応じて、随時、吸着マットの交換等により装置内の油を回収するほか、定期的に装置内に溜まった汚泥・堆積物を除去すること。
- ごみや異物によって排水溝のつまりが生じていないか、随時、目視で確認し、ごみや異物がある場合、その都度、撤去・清掃を行うこと。

- (ウ) 屋外保管事業場から排水を公共用水域に放流する場合は、その水質は水質汚濁防止法及び生活環境保全条例等に定める水質基準に準じたものとする。

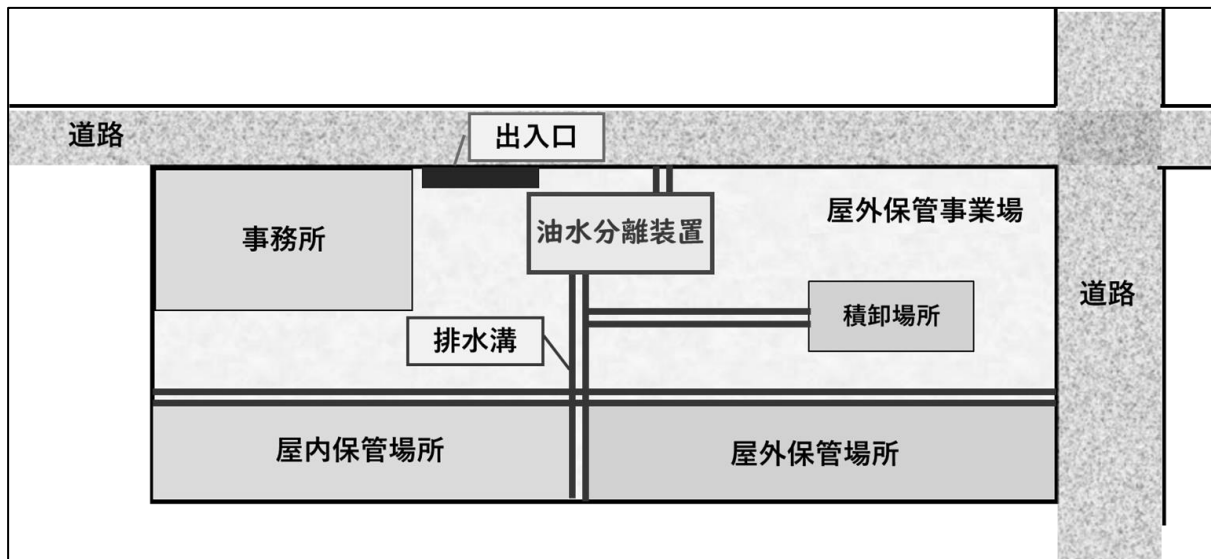


図6 屋外保管事業場内における油水分離装置及び排水溝のイメージ図

エ 屋外保管事業場から特定再生資源物又は当該保管に伴って生じた汚水若しくは油分から悪臭が発散しないようにすること。

- 屋外保管に係る悪臭については、悪臭防止法及び福島県悪臭防止対策指針の規制基準を準拠するよう特定再生資源物を保管し、必要に応じ適切な脱臭設備を設置すること。

(4) 騒音及び振動の防止

屋外保管事業場において騒音又は振動が発生する場合にあっては、当該騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

ア 屋外保管に際しては、著しい騒音及び振動を発生させ周囲の生活環境を損なわない機器を使用すること。

イ 屋外保管に係る騒音及び振動については、騒音規制法及び振動規制法並びに生活環境保全条例等の基準に準じた値以下となるよう特定再生資源物の保管に係る作業を行うこととし、必要に応じ適切な防音及び防振設備を設置すること。

(5) 火災・延焼の防止

屋外保管事業場における火災の発生又は延焼を防止するため、特定再生資源物がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して保管した上で、その他にも次に掲げる措置を講ずること。

ア 特定再生資源物に電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合にあっては、技術的に可能な範囲でできるだけこ

れらを適正に回収し、廃棄物処分業許可業者に委託するなどして、適切に処理すること。

イ 特定再生資源物（金属以外）の一の保管の単位の面積を200平方メートル以下とすること。なお、金属のみを保管する場合は、延焼の可能性が低いことからこの限りではありません。

ウ 隣接する特定再生資源物の保管の単位の間隔は、2メートル以上とすること。ただし、当該保管の単位の上にコンクリートなどの不燃性の仕切りが設けられている場合はこの限りではありません。

エ その他必要な措置

（ア） 特定再生資源物（金属以外）を保管する場合は、火災の発生や延焼を防止する措置を講じるものとし、必要に応じ、火災報知器、消火器その他の消火設備を設置すること。

（イ） リチウム電池等の自然に発火する可能性のあるものを含む特定再生資源物は、他の特定再生資源物とは区分し、不燃性の容器に保管すること。

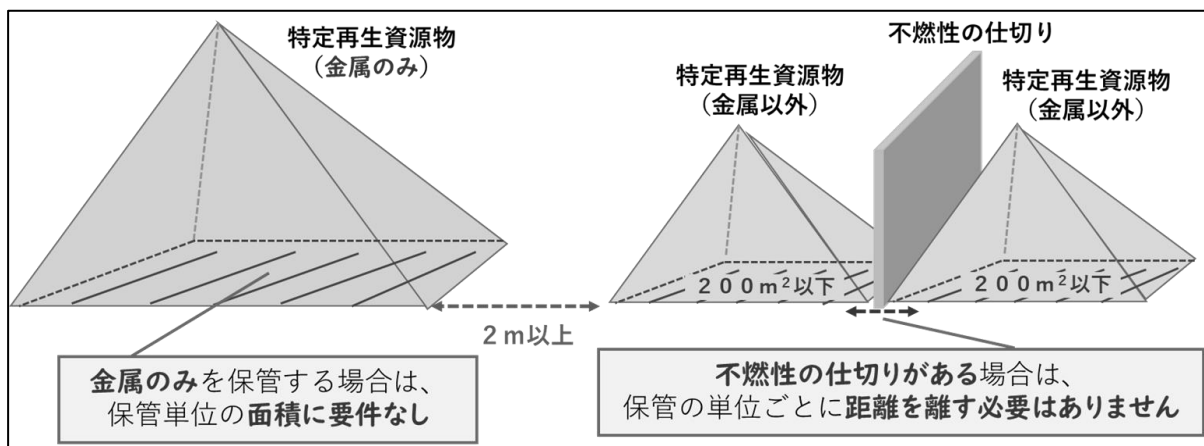


図7 保管の単位に係る基準（模式図）

（6） 屋外保管事業場の維持

事業者は、許可を受けた後は、条例施行規則第7条第3項第14号で定める、屋外保管事業場の維持に関する計画を策定する必要があります。

（7） その他

- 屋外保管事業場には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- 既存の道路を搬入道路として使用する場合は、大型車両等の通行に支障が生じないように、必要に応じ道路の拡幅又は待避所等の設置を行うこと。
- 搬入道路を新設する場合は、原則として、幅員6.0メートル以上とし、コンクリート又はアスファルトにより舗装し、必要に応じ排水溝等を設けること。

2 屋外保管事業場の対象範囲

前述した屋外保管事業場の敷地面積は屋外保管の場所、保管に係る作業の場所（屋外に限る）であり、事務所、屋内保管場所は面積に含みません。

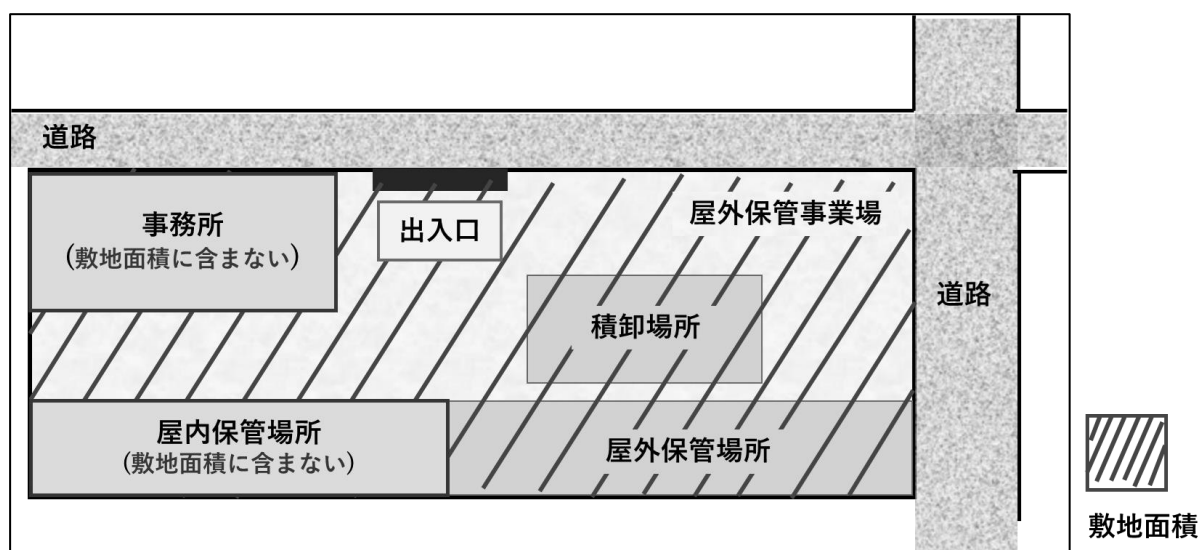


図8 屋外保管事業場イメージ図

3 現場責任者の配置

屋外保管事業場設置者は屋外保管事業場ごとに現場責任者を置く必要があります。

現場責任者の配置状況を把握するため、氏名、連絡先等の情報は、申請書又は届出書の記載事項となっています。（連絡先は、現場責任者に直接連絡を取ることができる電話番号を記載してください。）

現場責任者が屋外保管事業場を不在にしている間は、特定再生資源物の搬出入や積卸し、保管等の作業を行うことはできません。

また、屋外保管事業場設置者は、あらかじめ、配置した現場責任者が不在となるときに、これに代わって現場責任者となる者（代理人）を定めておくことができます。

（1）選任の基準

現場責任者の配置義務は、事業を適正に管理し、監督する役割を担う者が必要であるためであり、形式的でも配置されてさえいれば誰でも良いというものではありません。

特に、県職員が屋外保管事業場に立入り等を実施する際に、事業に関する質問に答えられるなど、事業の全体を把握している必要があります。

このため、事業内容及び事業場の構造、設備等に精通している者で、適正な事業が行われるよう業務を管理し、監督することができる能力と経験を有するものを現場責任者に選任してください。

(2) 現場責任者の職務

現場責任者は、事業を適正に管理し、監督することを職務として、保管物の飛散・流出、火災の発生等の事故を生じさせないように日常的に努めるとともに、万が一、事故等が発生してしまったときは、適切な対応を行うため率先して行動することが求められます。

また、周辺地域との信頼関係構築のため、地域住民等の問合せに対応することも、現場責任者に求められる役割の1つとなります。

(3) 配置の手続

屋外保管事業場設置者は、現場責任者（代理人を含む）を記載して、許可の申請時に、県に報告しなければなりません。

また、新たに選任したときや選任した者が異動したときも、同様に届出による県への報告が必要となります。

申請又は届出がない現場責任者は、条例に基づいて配置された現場責任者としては認められません。

なお、現場責任者の代理人が複数名に及ぶ場合は、別紙参照と記載し、代理人全員の氏名及び電話番号の一覧を作成してください。

V 屋外保管事業場の許可等

1 許可

条例では、「屋外保管事業場を設置しようとする者は、当該屋外保管事業場ごとに、知事の許可を受けなければならない。」と定めています。

ただし、次に該当する場合は知事の許可を受ける必要はありません。

- (1) 屋外保管事業場の敷地面積が100平方メートルを超えない場合
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設置する場合

なお、100平方メートルを超えない2つ以上の屋外保管事業場が近接して設置しており、屋外保管事業場間で特定再生資源物の移動があり、合計の敷地面積が100平方メートルを超える場合は、一体の屋外保管事業場とみなし、許可の対象となることがあります。

2 許可の基準等

審査の結果、次のいずれの基準にも適合していると認められる場合に許可をします。

(1) 施設に係る基準

条例第6条第1項各号の基準（IVに掲げる基準）に適合していること。

(2) 欠格要件に係る基準

申請者（使用人、未成年者の場合は法定代理人、法人の場合にはその役員及び株主を含む。）が条例第8条第1項第2号に規定する欠格要件に該当しないこと。

役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

条例及び施行規則で定める欠格要件は、次のとおりです。

① 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として規則で定めるもの
※ 規則で定めるもの 精神の機能の障害により、屋外保管の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
④ 廃棄物処理法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で規則で定めるもの（※）若しくはこの条例、福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例（平成15年福島県条例第17号、以下「廃棄物適正化条例」という。）若しくは生活環境保全条例若しく

はこれらの法令若しくは条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
※ その他生活環境の保全を目的とする法令で規則で定めるもの ・ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号） ・ 騒音規制法（昭和43年法律第98号） ・ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号） ・ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号） ・ 悪臭防止法（昭和46年法律第91号） ・ 振動規制法（昭和51年法律第64号） ・ 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号） ・ ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号） ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）
⑤ 廃棄物処理法第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
⑥ 廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に廃棄物処理法第7条の2第3項（廃棄物処理法第14条の2第3項及び廃棄物処理法第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下⑥において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む、⑦において同じ。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号

に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
⑦ ⑥に規定する期間内に廃棄物処理法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、⑥の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
⑧ 条例第13条又は廃棄物適正化条例第37条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（条例第13条第1項第1号（下記⑫及び⑬（⑤及び⑧に係るものに限る。）に係るものに限る。）に該当することにより許可が取り消されたときを除く。）においては、当該取消しの処分に係る福島県行政手続条例（平成7年福島県条例第55号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
⑨ 条例第13条又は廃棄物適正化条例第37条の規定による許可の取消しの処分に係る福島県行政手続条例第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に条例第11条第2項又は廃棄物適正化条例第36条第3項の規定による廃止の届出をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
⑩ その屋外保管に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
⑪ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
⑫ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が、①から⑪のいずれかに該当するもの
⑬ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちに①から⑪のいずれかに該当する者のあるもの
⑭ 個人で規則で定める使用人のうちに①から⑪のいずれかに該当する者のあるもの
⑮ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

3 地域住民等への周知

屋外保管事業場の設置許可を申請する場合、許可申請日までに屋外保管事業場の敷地境界から周辺地域概ね300メートル以内の地域住民等へ屋外保管事業場の

内容を周知する必要があります。

(1) 地域住民等への周知の方法

地域住民等への周知は次のア～ウのいずれか一つ以上の方法により行ってください。

ア 地域住民等を対象とした説明会の開催

イ 地域住民等に書面を配布

ウ 掲示又はインターネットを利用して地域住民等に閲覧

(2) 周知させる屋外保管事業場の内容

地域住民等に対し次に掲げる内容を周知してください。

ア 屋外保管事業場の構造及び設備

イ 屋外保管を開始する予定日

ウ 現場責任者となる予定の者の氏名

4 記録の作成等

許可屋外保管事業場設置者は、屋外保管事業場ごとに次に掲げる事項を記載した屋外保管に関する記録を翌月末までに作成し、作成の日から5年間保存する必要があります。

なお、次に掲げる事項の記載があれば任意の様式を用いることもできます。

- 搬入した特定再生資源物の種類並びにその搬入年月日並びに搬入元ごとの名称、排出現場及び搬入量
- 搬出した特定再生資源物の種類並びにその搬出年月日並びに搬出先ごとの名称及び搬出量

表3 搬入台帳の作成例

種類	保管物の名称	搬入年月日	搬入元の名称	排出現場	搬入量
金属	H鋼	1 1 月 9 日	〇〇(株)	(株)□□解体現場	8 0 0 k g
金属混合物	被覆銅線	1 1 月 1 2 日	(株)△△	(株)△△電気工事	6 0 k g
1 1 月計					

※種類は金属、金属混合物、プラスチック、プラスチック混合物のいずれかを記載すること。

表4 搬出台帳の作成例

種類	搬出物の名称	搬出年月日	搬出先名称	搬出量
金属	鉄スクラップ	1 1 月 1 1 日	(株)××	8 0 0 k g
プラスチック	プラスチック (フレーク)	1 1 月 2 0 日	◇◇(株)	3 0 k g
1 1 月計				

※種類は金属、金属混合物、プラスチック、プラスチック混合物のいずれかを記載すること。

VI 新規・更新・変更許可申請

1 申請書

申請の事由に応じ、次のいずれかの申請書を提出してください。

申請事由	申請書
新たに屋外保管事業場を設置しようとするとき 又は 許可を受けた屋外保管事業場の許可 期限を更新しようとするとき	屋外保管事業場設置許可申請 (新規又は更新) [要綱様式第 2 号]
許可を受けた屋外保管事業場の内容を変更し ようとするとき (軽微な変更を除く)	屋外保管事業場変更許可申請 [要綱様式第 4 号]
許可を受けた屋外保管事業場を譲受け又は借 受けようとするとき	屋外保管事業場譲受け等許可申 請書 [要綱様式第 6 号]
許可を受けた屋外保管事業場の設置者 (法 人) が合併又は分割したとき	屋外保管事業場設置者合併等認 可申請書 [要綱様式第 7 号]

<変更許可申請が必要なもの>

屋外保管事業場変更許可申請書 [要綱様式第 4 号] の提出が必要となる変更は以下のとおりです。

変更内容	必要な手続き
屋外保管事業場の設置の場所	変更許可申請
屋外保管事業場の面積、保管する特定再生資源物並び にその保管量及び保管の高さ	
屋外保管事業場の設置に関する計画	

<変更届出が必要なもの>

軽微な変更とは以下のとおりです。これらの変更については、変更許可申請書の提出は必要ありませんが、変更があった日から30日以内に、屋外保管事業場軽微変更等届出書 [要綱様式第 5 号]を提出する必要があります。詳細は「X 変更・廃止・休止届出 (p. 38)」を確認してください。

変更内容	必要な手続き
氏名又は名称及び申請者の住所	変更届出
代表者 (役職変更等によるもの)	
屋外保管事業場における特定再生資源物の崩落、火災その他の 事故の防止及び騒音等の発生の防止等のための計画	
屋外保管事業場の設置の場所 (<u>地域の名称の変更又は地番の 変更に伴うものに限る</u>)	
屋外保管事業場の構造に係る変更 (災害の防止及び生活環境の 保全に支障を及ぼすおそれがないものとして知事が別に定め るものに限る。)	
屋外保管事業場の面積、保管する特定再生資源物の保管量及び	

保管の高さの変更（面積、保管量又は保管の高さが減少するものに限る）	
着工予定年月日及び使用開始予定年月日	
役員、株主、使用人、現場責任者等	
屋外保管事業場の休止・再開	
屋外保管事業場の廃止	

2 添付書類

(1) 添付書類

添付書類は次のとおりです。申請の区分や申請の内容に応じて必要な書類が異なるので、「Ⅷ 添付書類の記載要領」を確認の上、書類を作成・添付してください。

添付書類 (番号 1 ～ 18 までは施行規則第 7 条第 3 項の号番号を指す。)	記載要領 ページ
1 屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該屋外保管事業場の付近の見取図	p. 36
2 屋外保管事業場の用に供する土地の登記事項証明書及び不動産登記法第 14 条第 1 項に規定する地図又は同条第 4 項に規定する地図に準ずる図面の写し（公図の写し）	p. 36
3 申請者が屋外保管事業場の用に供する土地の所有権を有しない場合にあっては、当該土地を使用する権原を有することを証する書面	p. 36
申請者が法人の場合	
4 定款又は寄附行為及び登記事項証明書	p. 36
5 申請前直近の事業年度の法人税及び法人事業税の滞納がないことを証する書類、同年の確定申告書の写し並びに財務諸表	p. 36
10 役員の住民票の写し及び条例第 8 条第 1 項第 2 号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類	p. 37
11 発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び条例第 8 条第 1 項第 2 号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）	p. 37
申請者が個人の場合	
6 前年の所得税及び個人事業税の滞納がないことを証する書類並びに確定申告書の写し	p. 36
7 住民票の写し（本籍（日本の国籍を有しない者（以下、「外国人」という。）にあっては、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。）及び条例第 8 条第 1 項第 2 号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類	p. 37
8 条例第 8 条第 1 項第 2 号アからタに該当しないものであることを誓約する書面	p. 37

9 申請者が条例第8条第1項第2号スに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し。）及び条例第8条第1項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類	p. 37
1 2 申請者に施行規則第12条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び条例第8条第1項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類	p. 38
1 3 申請者（申請者が法人である場合には、役員）が外国人である場合には、当該申請者又は役員の日本国における在留資格及び在留期間が確認できる書類	p. 38
1 4 屋外保管事業場の維持に関する計画	p. 38
1 5 油水分離装置及びこれに接続している排水溝の管理の方法 1 7 保管する特定再生資源物の性状に応じた、屋外保管事業場から特定再生資源物又は当該保管に伴って生じた汚水若しくは油分の飛散、流出及び地下浸透並びに悪臭の発散の防止の方法	p. 38
1 6 電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものの回収及び処理の方法	p. 39
1 8 保管等に伴う騒音又は振動による生活環境の保全上の支障の発生の防止の方法	p. 39
1 9 地域住民等への周知結果（新規の場合）	p. 40
2 0 委任状（行政書士が代理人として申請する場合に添付）	p. 40

(2) 登記事項証明書等

「精神の機能の障害により当該業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」として、「登記事項証明書」、「医師の診断書」、「認知症に関する試験結果」等（以下、「登記事項証明書等」という。）を添付してください。

なお、「登記事項証明書」は「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」のことです。

「登記事項証明書」以外の書類（「医師の診断書」や「認知症に関する試験結果」等）を添付する場合には、次の内容を含むものとしてください。

自治体が発行する「身分証明書」等は次の内容が含まれないため添付資料として用いることはできません。

- 診断に係る医療機関名及び医師名並びに診断日
- 精神の機能の障害の所見が認められるか否か
- 認められる場合には次の事項
 - ・ 診断名
 - ・ 認知、判断又は意思疎通について、適切に行うことができないものが認められるか否か
 - ・ 適切に行うことができないものが認められる場合には、その判定の根拠

3 提出部数

2部（正本1部、副本1部）提出してください。

申請書の提出にあたっては、副本はすべて複写（コピー）を使用しても差し支えありません。

納税証明書、住民票の写し及び登記事項証明書は、原則として原本を提出する必要がありますが、申請者が希望する場合は、申請時に県職員による原本照合の上で複写書類による提出も可能です。

副本1部については、内容確認後、申請者の控えとして、受付印を押印して返却します。

郵送による副本の返却を希望する場合には、返信用封筒（必要な額の切手を貼り付けたもの。普通郵便又は簡易書留、レターパック等いずれも可。）を併せて提出してください。

4 申請手数料

次の金額を福島県収入証紙で納入してください。なお、証紙は申請書に不備がないことを担当の職員が確認した後で購入してください。

申請の区分	福島県収入証紙
屋外保管事業場設置許可申請（新規）	60,000円
屋外保管事業場設置許可申請（更新）	51,000円
屋外保管事業場変更許可申請	46,000円
屋外保管事業場譲受け等許可申請	34,000円
屋外保管事業場設置者合併等認可申請	34,000円

5 申請書等の受付窓口

申請書及び届出書の提出にあたっては、必ず事前に受付窓口に電話で予約してからお越しください。

受付窓口は、屋外保管事業場の所在地等により以下のとおりとなります。

- 屋外保管事業場の所在地を管轄する地方振興局が受付窓口になります。
- 屋外保管事業場の所在地が複数あり、その管轄が複数の地方振興局となる場合は、屋外保管事業場毎にそれぞれの所在地を管轄する地方振興局が受付窓口になります。
- 受付窓口の営業時間は平日の8時30分から17時15分までとなっております。

また、12時から13時までは受付しておりません。

管轄地域	受付窓口	所在地・連絡先
福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡	県北地方振興局 県民環境部 環境課	〒960-8670 福島市杉妻町2-16 (北庁舎4階) 電話：024-521-2722
郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、石	県中地方振興局 県民環境部	〒963-8540 郡山市麓山1-1-1

川郡、田村郡	環境課	電話：０２４－９３５－１５０２
白河市、西白河郡、 東白川郡	県南地方振興局 県民環境部 環境課	〒９６１－０９７１ 白河市昭和町２６９ 電話：０２４８－２３－１４２０
会津若松市、喜多方 市、耶麻郡、河沼郡、 大沼郡	会津地方振興局 県民環境部 環境課	〒９６５－８５０１ 会津若松市追手町７－５ 電話：０２４２－２９－３９０８
南会津郡	南会津地方振興局 県民環境部 県民環境課	〒９６７－０００４ 南会津郡南会津町田島字根小屋甲 ４２７７－１ 電話：０２４１－６２－２０６１
相馬市、南相馬市、 双葉郡、相馬郡	相双地方振興局 県民環境部 環境課	〒９７５－００３１ 南相馬市原町区錦町１－３０ 電話：０２４４－２６－１２３７
いわき市	いわき地方振興局 県民部 県民生活課	〒９７０－８０２６ いわき市平字梅本１５ 電話：０２４６－２４－６２０３

6 留意事項

以下の点に留意してください。必要書類の不足・不備がある場合、受理できないことがあります。

- (1) 申請書及び添付書類は、本手引きに添付されている様式を使用してください。
(掲載URL <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16045b/scrap-jourei-permit.html>)
- (2) 添付書類は、「Ⅷ 添付書類の記載要領」に従って作成するとともに、原則としてA4版の大きさとしてください。所定の様式に書き切れない場合は、別紙を用いるか又は記載欄のスペースを広げても差し支えありません。
- (3) 申請書の綴り込みに当たっては、A4版の二穴あきファイルを使用してください。ファイルには、申請書に添付書類一覧及びインデックスを付けた添付書類を「ⅩⅣ 添付書類等チェックリスト（新規・更新・変更許可申請）」に掲げている順に綴じてください（インデックス番号はチェックリストの番号と同じにしてください。）。
- (4) 申請の際には、申請書の提出者本人を確認できる書類をお持ちください。
 - ・法人の場合 → 名刺、社員証等
 - ・個人の場合 → 運転免許証、マイナンバーカード等
- (5) 申請を行政書士に委任する場合は、委任状を提出してください。
- (6) 更新の許可申請を行う際は、許可期限のおおむね2か月前に申請を行ってください。
- (7) 許可に係る標準処理期間は60日（行政機関の休日を除く。）となります。

VII 新規・更新・変更許可申請書の記載要領

1 屋外保管事業場設置許可申請書(新規・更新)

[第1面]

(1) 申請年月日

申請時には空欄とし、申請書に不備がないことを担当職員が確認した後に記入してください。

(2) 申請者の住所及び氏名

ア 法人の場合は、登記上の住所、法人の名称並びに代表者の職及び氏名を記入してください。

イ 個人の場合は住民票上の住所及び氏名を記入してください。

(3) 屋外保管事業場の設置の場所

屋外保管事業場の所在地を記載してください。

(4) 屋外保管事業場の敷地面積

屋外保管事業場の敷地面積を実測値で記載してください。

(5) 保管する特定再生資源物並びにその保管量及び保管の高さ

保管する特定再生資源物の種類ごとに予定する最大保管量及び最大保管高さを記載してください。

(6) 屋外保管事業場の設置に関する計画

ア 屋外保管事業場の構造及び設備

別紙のとおりとし、囲い、門扉、事務所、屋外保管場所、油水分離装置及び排水溝の構造等が分かる資料を添付してください。

イ その他屋外保管事業場の構造等に関する事項

別紙のとおりとし、屋外保管事業場の維持管理に係る計画書を添付してください。(VIII 1 4 屋外保管事業場の維持に関する計画参照)

(7) 屋外保管事業場における災害の防止及び生活環境の保全のための計画

ア 特定再生資源物の飛散及び流出の防止に関する事項

構造上(ハード面)及び維持管理(ソフト面)で飛散・流出防止措置を行う事項について記載してください。(VIII 1 7 保管する特定再生資源物の性状に応じた、屋外保管事業場から特定再生資源物又は当該保管に伴って生じた汚水若しくは油分の飛散、流出及び地下浸透並びに悪臭の発散の防止の方法参照)

イ 公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項

排水溝、油水分離装置などの水処理装置、浸透防止のための舗装及びそれらの機能の維持管理事項について記載・添付してください。(VIII 1 5 油水分離装置及びこれに接続している排水溝の管理の方法参照)

ウ 火災の発生の防止に関する事項

消火器、スプリンクラー、火災報知機の設置及びそれらを維持管理するための事項、発火や延焼を防止するための事項について記載・添付してください

い。(Ⅷ 16 電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものの回収及び処理の方法参照)

エ 騒音又は振動等の発生の防止に関する事項

騒音・振動等の発生の防止に関する維持管理計画について添付してください。(Ⅷ 18 保管等に伴う騒音又は振動による生活環境の保全上の支障の発生の防止の方法参照)

オ その他屋外保管事業場の災害の防止に関する事項

地震、台風などの自然災害時における飛散・流出防止措置に係る維持管理計画について添付してください。

[第2面]

(8) 申請者

ア 個人の場合には、氏名(ふりがな)、生年月日、本籍及び住民票上の住所(「丁目」・「番地」・「号」等の語句は省略しないでください。)を記載してください。

イ 法人の場合には、名称(ふりがな)及び(法人)登記事項証明書の住所(「丁目」・「番地」・「号」等の語句は省略しないでください。)を記載してください。

(9) 法定代理人

申請者が条例第8条第1項第2号スに規定する未成年である場合に記載してください。

ア 法定代理人が個人の場合には、その氏名(ふりがな)、生年月日、本籍及び住民票上の住所(「丁目」・「番地」・「号」等の語句は省略しないでください。)を記載してください。

イ 法定代理人が法人の場合には、その名称(ふりがな)及び登記上の住所(「丁目」・「番地」・「号」等の語句は省略しないでください。)を記載するとともに、当該法人の役員について、(10)により記載してください。

(10) 条例第8条第1項第2号セに規定する役員

申請者が法人の場合、条例第8条第1項第2号セに規定する役員(監査役を含む。)の氏名(ふりがな)、生年月日、役職名・呼称、本籍及び住民票上の住所(「丁目」・「番地」・「号」等の語句は省略しないでください。)を記載してください。

役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

[第3面]

(11) 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)。

ア 発行株式の総数及び出資の額を記載してください。

イ 該当する者が個人の場合には、その氏名（ふりがな）、生年月日、保有する株式の数又は出資の金額、本籍及び住民票上の住所（「丁目」・「番地」・「号」等の語句は省略しないでください。）を記載してください。

ウ 該当する者が法人の場合には、その名称（ふりがな）、保有する株式の数又は出資の金額及び登記上の住所（「丁目」・「番地」・「号」等の語句は省略しないでください。）を記載するとともに、氏名又は名称の欄等に代表者の氏名を記載してください。

(12) 施行規則第12条に規定する使用人

当該使用人がある場合、その者の氏名（ふりがな）、生年月日、役職・呼称、本籍及び住民票上の住所（「丁目」・「番地」・「号」等の語句は省略しないでください。また、法人の場合は登記事項証明書上のものとなります。）を記載してください。

施行規則第12条に規定する使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるものが該当します。

- ① 本店又は支店
- ② 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、屋外保管に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

2 屋外保管事業場変更許可申請書

[第1面]

(1) 申請年月日

申請時には空欄とし、申請書に不備がないことを担当の職員が確認した後で記入してください。

(2) 申請者の住所及び氏名

ア 法人の場合は、登記上の住所、法人の名称並びに代表者の職及び氏名を記入してください。

イ 個人の場合は住民票上の住所及び氏名を記入してください。

(3) 屋外保管事業場の設置の場所

屋外保管事業場の所在地を記載してください。

(4) 保管する特定再生資源物

保管する特定再生資源物の種類を記載してください。

(5) 設置許可年月日及び許可番号

変更しようとする現有許可の許可年月日と許可番号を記載してください。

(6) 変更の内容

変更事項（屋外保管事業場の設置の場所、屋外保管事業場の面積、保管する特定再生資源物並びにその保管量及び保管の高さ、屋外保管事業場の設置に関する計画（屋外保管事業場の構造及び設備、その他屋外保管事業場の構造等に関する事項））を記載してください。

【記載例】

保管する特定再生資源物に、

①金属混合物②プラスチック混合物
を追加。

(7) 変更理由

変更する理由を具体的に記載してください。

[第2面] 及び [第3面]

VII 1(8)～1(12)と同様に記載してください。

VIII 添付書類の記載要領

1 屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該屋外保管事業場の付近の見取図

屋外保管事業場内における保管場所、囲い等の設置状況が明らかとなる図面を添付してください。

油水分離装置及び排水溝等の設備を有する場合はそれらの位置を明示し、矢印で排水の流れを示すなど屋外保管事業場内の排水経路がわかるようにしてください。

(1) 平面図、立面図、断面図

ア 平面図

事業場敷地全体の平面図を作成し、以下の構造物、設備などの配置状況を記載してください。

また、特定再生資源物の保管場所の面積を平面図に明示するとともに、その面積の計算根拠も記載してください。

(ア) 保管場所の囲い、掲示板の位置

(イ) 特定再生資源物ごとの保管場所の位置及び面積

(ウ) 事務所、門扉、油水分離槽などを設置する場合はその位置

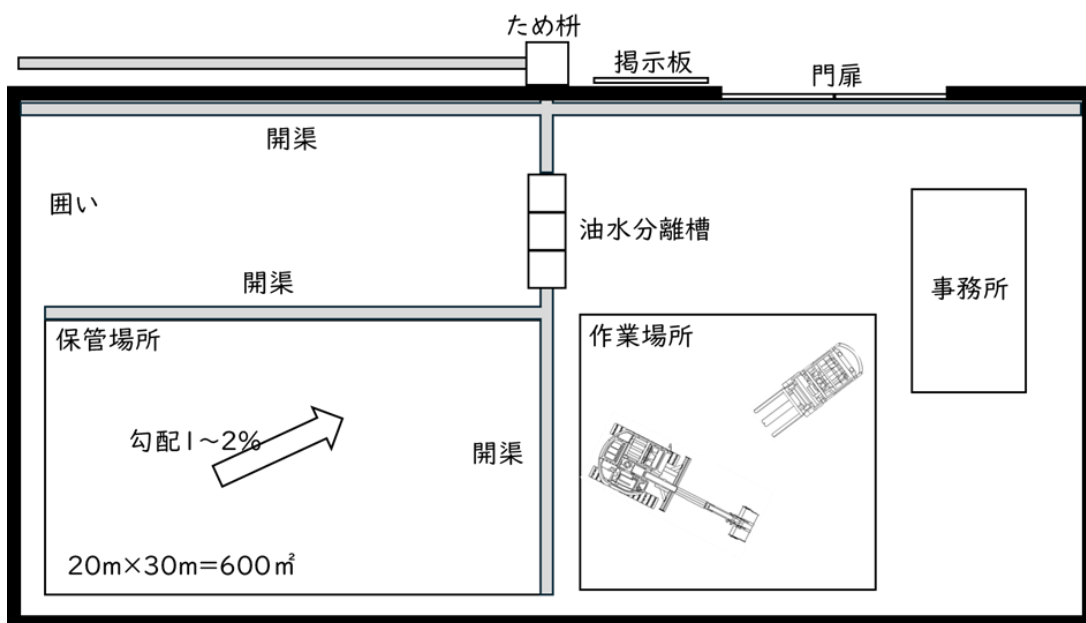


図9 平面図のイメージ

イ 立面図

保管場所で取り扱う特定再生資源物の最大量を保管する場合の立面図（※）を作成してください。

また、立面図には囲い、塀、門扉の高さを明示してください。

なお、撮影した写真に囲いの高さ等必要事項を記載することで立面図とすることができます。

※本条例でいう立面図とは、構造物などを横から見た投影図のことです。

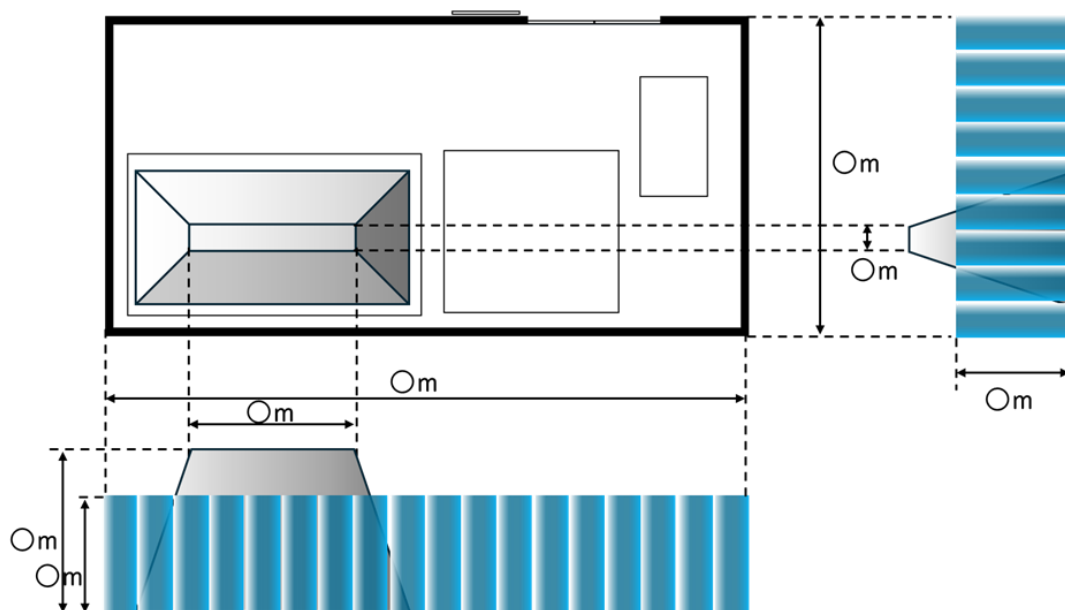


図 10 立面図のイメージ

ウ 断面図

保管場所で取り扱う特定再生資源物の最大量を保管する場合の断面図として、保管する特定再生資源物のうち、高さが最大地点の横断面図、縦断面図を作成してください。

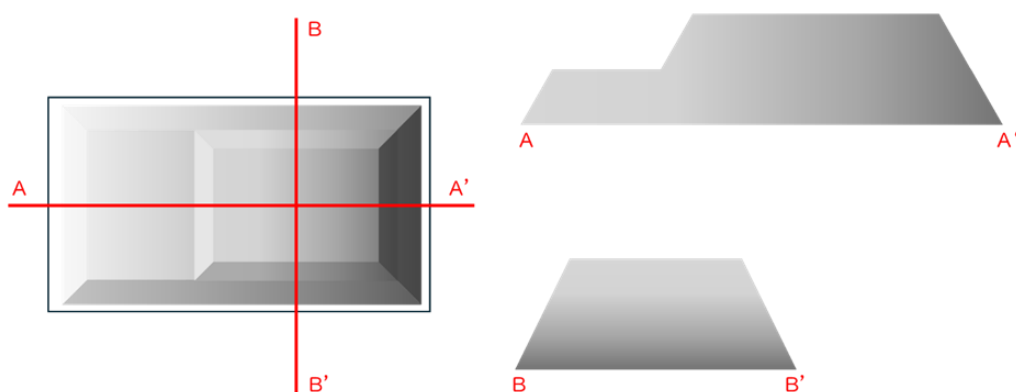


図 11 断面図のイメージ

(2) 構造図及び設計計算書

油水分離装置、構造耐力上安全な囲いを設置する場合に作成、添付してください。

また、屋外保管事業場の面積、各保管場所の面積の計算根拠についても明示してください。

(3) 屋外保管事業場の付近の見取図

50,000分の1又は25,000分の1程度の縮尺で、周辺の建物等の状況がわかる地形図等に、朱書きで屋外保管事業場の位置を明示してください。

なお、見取図の作成にあたっては、国土地理院やGoogleマップなどの電子データを使用することもできます。

2 屋外保管事業場の用に供する土地の登記事項証明書及び不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し(公図の写し)

3 申請者が屋外保管事業場の用に供する土地の所有権を有しない場合にあっては、当該土地を使用する権原を有することを証する書面

(1) 屋外保管事業場の用に供する土地の登記事項証明書及び当該土地の公図を添付してください。

(2) 申請日以前3か月以内に発行されたものを添付してください。

(3) 屋外保管事業場として使用する土地の所有権を有しない場合は、土地賃貸借契約書等、当該土地を使用する権原を証する書類も併せて添付してください。

(4) 当該土地が、屋外保管事業場としての利用が制限されている地目等の場合、別途追加資料の提出を求める場合があります。(地目が農地の場合、農地転用許可証の写し等)

4 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(1) 登記事項証明書は、履歴事項全部証明書としてください。

(2) 申請日以前3か月以内に発行されたものとしてください。

5 申請者が法人である場合には、申請前直近の事業年度の法人税及び法人事業税の滞納がないことを証する書類、同年の確定申告書の写し並びに財務諸表(貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類をいう。以下同じ。)

(1) 法人税及び法人事業税の滞納がないことを証する書類は申請日以前3か月以内に発行されたものとしてください。

(2) (1)の書類は納付すべき額及び納付済額が記載されたものとしてください。

6 申請者が個人である場合には、前年の所得税及び個人事業税の滞納がないことを証する書類並びに確定申告書の写し

(1) 所得税及び個人事業税の滞納がないことを証する書類は申請日以前3か月

以内に発行されたものとしてください。(確定申告書の写しを除く)

(2) (1)の書類は納付すべき額及び納付済額が記載されたものとしてください。

7 申請者が個人である場合には、住民票の写し(本籍(外国人にあっては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等)の記載のあるものに限る。以下同じ。)及び条例第8条第1項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

- (1) 申請者が個人である場合において、添付してください。
- (2) 申請日以前3か月以内に発行され、住民票の写し(住民票抄本)については本籍が記載されたもので、個人番号(マイナンバー)が記載されていないものを添付してください。
- (3) 条例第8条第1項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類とは、VI 2(2)に示す「登記事項証明書等」です。(以下同じ。)

8 申請者が条例第8条第1項第2号アからタまでに該当しないものであることを誓約する書面

別紙様式第1号「誓約書」を記載の上、添付してください。

9 申請者が条例第8条第1項第2号スに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し。)及び条例第8条第1項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

申請日以前3か月以内に発行され、住民票の写し(住民票抄本)については本籍が記載されたもので、個人番号(マイナンバー)が記載されていないものを添付してください。

10 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し及び条例第8条第1項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

- (1) 申請者が法人である場合において、法に基づく役員(監査役を含む。)のものを添付してください。

役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

- (2) 申請日以前3か月以内に発行され、住民票の写し(住民票抄本)については本籍が記載されたもので、個人番号(マイナンバー)が記載されていないものを添付してください。

11 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいるときは、これらの者の住民票の写し及び条例第8条第1項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(これらの者が法人である場合には、登

記事項証明書)

- (1) 該当する者が個人の場合には住民票の写し(住民票抄本)及び登記事項証明書等、法人の場合にはその法人の登記事項証明書を添付してください。
- (2) 申請日以前3か月以内に発行され、住民票の写し(住民票抄本)については本籍が記載されたもので、個人番号(マイナンバー)が記載されていないものを添付してください。

12 申請者に施行規則第12条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び条例第8条第1項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

申請日以前3か月以内に発行され、住民票の写し(住民票抄本)については本籍が記載されたもので、個人番号(マイナンバー)が記載されていないものを添付してください。

施行規則第12条に規定する使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるものが該当します。

- ① 本店又は支店
- ② 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、屋外保管に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

13 申請者(申請者が法人である場合には、役員)が外国人である場合には、当該申請者又は役員の日本国における在留資格及び在留期間が確認できる書類

住民票の写し(住民票抄本)を添付する場合は、在留資格及び在留期間が記載されたもので、申請日以前3か月以内に発行されたものを添付してください。

14 屋外保管事業場の維持に関する計画

- (1) 屋外保管事業場の構造及び設備に係る定期的な点検及び補修の方法並びにその頻度について記載してください。
- (2) 現に屋外保管事業場の構造及び設備に異常が確認された場合には、この計画とは関係なく、直ちに補修等の必要な措置を講じる必要があることに留意してください。

15 油水分離装置及びこれに接続している排水溝の管理の方法

17 保管する特定再生資源物の性状に応じた、屋外保管事業場から特定再生資源物又は当該保管に伴って生じた汚水若しくは油分の飛散、流出及び地下浸透並びに悪臭の発散の防止の方法

- (1) 特定再生資源物の性状に応じた、屋外保管による汚水又は油分(以下、この号において「汚水等」という。)の発生の有無を示し、汚水等を生じさせるおそれのある保管等の場所では、汚水等の飛散、流出及び地下浸透の防止に有効な舗装などの対策や、汚水等の回収及び処理の方法を記載してください。

- (2) 具体的には、汚水等の飛散、流出及び地下浸透の防止の方法を記載した標準作業書を作成・常備し、当該標準作業書に基づき従業者に必要な教育を行う必要があります。
- (3) 汚水等を事業場内で処理しない場合にあっては、汚水等を事業場外に放流せず最終的に廃棄物として処分するなど、適正に処理することとし、汚水等を処理し事業場外に放流する場合にあっては、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備の設置その他放流によって生活環境の保全上の支障を生じないものとするために必要な対策を講じることが必要になります。
- なお、事故などで意図せず汚水等が床面に流出した場合にあっては、ウエスで拭き取るなど、屋外保管事業場外に流出しないようにしてください。
- (4) 上記の処理を講じたにもかかわらず、現に事業場外への排水に異常（有害物質の流出等に限らず、油等の混入や、著しい濁り、着色等がある場合も含む）が認められるような場合には、原因究明のため自主的な水質検査の実施を求めるほか、必要に応じて、排水の放流を停止し、廃棄物として適正に処理するなど追加措置を講じるよう指示することがあります。
- (5) 屋外保管事業場の立地状況、周辺環境等により、悪臭に対する措置を講じる必要がないと認められる場合を除き、悪臭の発散の防止の方法を具体的に記載した標準作業書を作成・常備し、当該標準作業書に基づき従業者に必要な教育を行う必要があります。

【標準作業書において定めるべき具体的な措置の例】

ア 定期的な清掃等の実施により、悪臭の発散を防ぐこと。

イ 屋外保管事業場に隣接する住宅等がある場合、風向きに注意し、悪臭が発散するおそれのある作業は、敷地境界から極力離れて行うこと。

16 電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものの回収及び処理の方法

電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものの回収及び処理が適切に行われるよう、回収及び処理の方法を具体的に記載した標準作業書を作成・常備し、当該標準作業書に基づき従業者に必要な教育を行う必要があります。

18 保管等に伴う騒音又は振動による生活環境の保全上の支障の発生の防止の方法

- (1) 屋外事業場の立地状況、周辺環境等により、騒音・振動に対する措置を講じる必要がないと認められる場合を除き、地域住民等への配慮として、早朝及び夜間においては、特定再生資源物の搬出入及び積卸し、保管及び破碎等の作業その他の騒音・振動を発生する行為を制限することが必要になります。
- (2) 騒音・振動による生活環境の保全上の支障の発生の防止の方法を具体的に記載した標準作業書を作成・常備し、当該標準作業書に基づき従業者に必要な教育を行う必要があります。

【標準作業書において定めるべき具体的な措置の例】

- ア 高所から保管物を落下させるなど、大きな騒音・振動が発生する作業方法を取らないこと。
- イ 保管等の作業に使用する車両、重機等や施設について、可能な限り低騒音型・低振動型のものを使用すること。
- ウ 騒音・振動を生じさせる保管等の作業を、極力短時間で集中的に行うことや、車両、重機等を使用するときは無用なアイドリングや空ぶかしを行わないようにすること。
- エ 事業場に隣接する住宅等がある場合、騒音・振動が発生する作業は、住宅等に隣接する敷地境界から極力離れて行うこと。

19 地域住民等への周知結果

- (1) 新規申請の場合に添付してください。
- (2) 別紙様式第2号「地域住民等への周知結果について」に、「Ⅴ 屋外保管事業場の許可等、3 地域住民等への周知」で定める、「周知の方法」及び「周知の内容」が分かるように具体的に記載してください。

20 委任状

- (1) 行政書士が代理人として申請する場合に添付してください。
- (2) 委任状には、次の内容を記載してください。
 - ア 代理人の住所、氏名及び電話番号並びに行政書士である場合には登録番号を記載してください。
 - イ 申請者（委任者）が法人の場合には、登記上の住所、法人の名称並びに代表者の職及び氏名を記入してください。
 - ウ 申請者（委任者）が個人の場合には住民票上の住所及び氏名を記入してください。
 - エ 委任の内容及び範囲を具体的に記載してください。
- (3) 申請時には、代理人本人であることを確認できる行政書士証票、運転免許証、又は健康保険証等を持参してください。

Ⅸ 使用前検査

1 申請書

県の許可（新規・変更）を受けた屋外保管事業場を使用開始する前に、次の申請書を提出して県の検査を受ける必要があります。

○屋外保管事業場使用前検査申請書〔要綱様式第3号〕

なお、使用前検査を受けずに屋外保管事業場を使用開始した場合、罰則の対象となります。

2 添付書類

完成後の屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図その他参考となる書類又は図面

3 使用前検査

- （1） 県の検査を受ける際は、申請者又は当該屋外保管事業場に係る現場責任者（指導を受けた際に対応を講じられる者）が立ち会う必要があります。
- （2） 県の検査では、屋外保管事業場の構造が許可内容と一致していることを確認します。
- （3） 見なし許可（「ⅩⅢ 既存屋外保管事業場の届出」参照）を受けた屋外保管事業場であっても、変更許可申請を提出した場合は、変更許可に係る使用前検査を受ける必要があります。

X 変更・廃止・休止届出

1 届出書

許可を受けた屋外保管事業場の内容について、軽微な変更をしたとき、若しくは屋外保管事業場を廃止又は休止したときは、その廃止、休止又は変更の日から30日以内に次の届出書を提出してください。

○ 屋外保管事業場軽微変更等届出書〔要綱様式第5号〕

2 添付書類

(1) 変更届出

変更の内容に応じ、次の書類を添付してください。添付書類は「Ⅷ 添付書類の記載要領」に準じて作成してください。なお、この場合において、「申請日」とあるのは「届出日」と、「申請者」とあるのは「届出者」と読み替えてください。

変更の内容 (施行規則第16条及び第17条)	「Ⅷ 添付書類の記載要領」における番号及び必要な添付書類
① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更	4 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
	7 申請者が個人である場合には、住民票の写し及び条例第8条第1項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
	許可証の写し
② 屋外保管事業場における崩落、火災その他の事故の防止及び騒音等の発生の防止等のための計画	14～18のうち、変更する計画・方法に応じた書類
③ 屋外保管事業場の設置の場所に係る変更(地域の名称の変更又は地番の変更に伴うものに限る。)	2 屋外保管事業場の用に供する土地の登記事項証明書及び不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し(公図の写し)
	3 申請者が屋外保管事業場の用に供する土地の所有権を有しない場合にあっては、当該土地を使用する権原を有することを証する書面
	許可証の写し
④ 許可屋外保管事業場設置者が法人である場合におけるその役員又は第12条に規定する使用人の氏名又は住所に係る変更	10 役員の住民票の写し及び条例第8条第1項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類 ※役員又は使用人で、本店又は支店の代表者等であった者の氏名若しくは住所に係る変更に限る。

⑤ 許可屋外保管事業場設置者が条例第8条第1項第2号スに規定する未成年者である場合におけるその法定代理人の氏名又は住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称若しくは所在地又はその代表者の氏名若しくはその役員の氏名若しくは住所）に係る変更	9 住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し。）及び条例第8条第1項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
⑥ 屋外保管事業場の構造に係る変更（災害の防止及び生活環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして知事が別に定めるものに限る。）	1 屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書 並びに当該屋外保管事業場の付近の見取図
⑦ 屋外保管事業場の面積、保管する特定再生資源物の保管量及び保管の高さの変更（面積、保管量又は保管の高さが減少するものに限る）	1 屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書 並びに当該屋外保管事業場の付近の見取図
⑧ 着工予定年月日及び使用開始予定年月日	許可証の写し
⑨ 許可屋外保管事業場設置者に係る次に掲げる者	
ア 許可屋外保管事業場設置者が条例第8条第1項第2号スに規定する未成年者である場合における条例第8条第1項第2号スに規定する法定代理人	9 住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し。）及び条例第8条第1項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（退任の場合を除く）
イ 許可屋外保管事業場設置者が法人である場合におけるその役員	4 登記事項証明書 10 住民票の写し及び条例第8条第1項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（退任の場合を除く）

ウ 許可屋外保管事業場 設置者が法人である場 合における発行済株式 総数の100分の5以 上の株式を有する株主 又は出資の額の100 分の5以上の額に相当 する出資をしている者	1 1 住民票の写し及び条例第8条第1項第2号ア に該当しないかどうかを審査するために必要と 認められる書類（これらの者が法人である場合 には、登記事項証明書）（退任の場合を除く）
エ 第12条に規定する 使用人	1 2 住民票の写し及び条例第8条第1項第2号ア に該当しないかどうかを審査するために必要と認 められる書類（退任の場合を除く）
オ 条例第19条に規定 する現場責任者	

(2) 休止・再開の場合

届出書を提出するとともに、現況写真及び撮影位置・方向が確認できる平面図を添付してください。

(3) 廃止の場合

届出書を提出するとともに、現況写真及び撮影位置・方向が確認できる平面図を添付し、許可証を返納してください。

3 提出部数

2部（正本1部、副本1部）提出してください。

届出書の提出にあたっては、副本はすべて複写（コピー）を使用しても差し支えありません。

住民票の写し及び登記事項証明書は、原則として原本を提出する必要がありますが、届出者が希望する場合は、届出時に県職員による原本照合の上で複写書類による提出も可能です。

副本1部については、内容確認後、届出者の控えとして、受付印を押印して返却します。

郵送による副本の返却を希望する場合には、返信用封筒（必要な額の切手を貼り付けたもの。普通郵便、簡易書留、レターパック等いずれも可。）を併せて提出してください。

4 届出手数料

不要です。

5 留意事項

以下の点に留意してください。必要書類の不足・不備がある場合、受理できないことがあります。

- (1) 届出書及び添付書類は、本手引きに添付されている様式を使用してください。
(掲載URL <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16045b/scrap-jourei-permit.html>)
- (2) 添付書類は、「Ⅷ 添付書類の記載要領」に従って作成するとともに、原則としてA4版の大きさとしてください。所定の様式に書き込めない場合は、別紙を用いるか又は記載スペースを広げても差し支えありません。
- (3) 届出を行政書士に委任する場合は、委任状を提出してください（委任状については、「Ⅷ 添付書類の記載要領」20を参照）。

XI 変更・廃止届出の記載要領

1 屋外保管事業場軽微変更等届出書

(1) 届出年月日

窓口へ持参する場合には持参日を、郵送する場合には投函日を記入してください。

なお、持参する場合は、必ず事前に受付窓口で電話で予約してからお越しください。

(2) 届出者の住所及び氏名

ア 法人の場合は、登記上の住所、法人の名称並びに代表者の職及び氏名を記入してください。

イ 個人の場合は、住民票上の住所及び氏名を記入してください。

(3) 許可の年月日及び許可番号

届出に係る屋外保管事業場設置（更新・変更）許可証に記載されている、許可の年月日及び許可番号を記載してください。

(4) 変更内容

ア 変更した事項又は廃止の内容（法定代理人、役員、株主、出資者又は使用人以外の変更の場合）

変更の内容を、新旧対照で記載してください。書き切れない場合には「別紙のとおり」とし、別紙に新旧対照で記載してください。

イ 変更した事項の内容（法定代理人、役員、株主、出資者又は使用人の変更の場合）

変更に係る法定代理人、役員、株主、出資者又は使用人の氏名（ふりがな）、生年月日、役職名・呼称、本籍及び住民票上の住所（「丁目」・「番地」・「号」等の語句は省略しないでください。）を記載してください。

(5) 廃止若しくは休止又は再開の理由

それぞれの理由を記載してください。

XII 屋外保管事業場の譲受け等

1 譲受け等許可等

許可屋外保管事業場設置者から当該許可に係る屋外保管事業場を譲り受け、又は借り受けようとする場合は、申請書を提出し知事の許可を受ける必要があります。

[要綱様式第6号]

○ 添付書類

「Ⅷ 添付書類の記載要領」4～13に掲げる書類

2 合併又は分割認可等

許可屋外保管事業場設置者である法人が合併又は分割した場合（許可屋外保管事業場設置者が存続する場合を除く）、合併後の法人又は分割後の法人が許可屋外保管事業場の地位を承継する場合、申請書を提出し知事の認可を受ける必要があります。

[要綱様式第7号]

○ 添付書類

- (1) 合併契約書又は分割契約書の写し
 - (2) 「Ⅷ 添付書類の記載要領」4、5、8、10～13に掲げる書類
 - (3) 現に行っている事業の概要を説明する書類
-

3 相続届出

許可屋外保管事業場設置者を相続した相続人は、相続の日から30日以内に知事に届け出る必要があります。[要綱様式第8号]

○ 添付書類

- (1) 被相続人との続柄を証する書類
- (2) 「Ⅷ 添付書類の記載要領」6～9、12、13に掲げる書類

XII 既存屋外保管事業場の届出

1 届出

条例施行日（令和 7 年 1 月 1 日）前から既に特定再生資源物の屋外保管事業場を設置している場合、条例施行日から 1 年以内（令和 7 年 1 2 月 3 1 日まで）に既存屋外保管事業場届出書により届け出ること、許可を受けたものとみなします（みなし許可）。〔要綱様式第 9 号〕

以下の事項を参考に届出書及び添付書類を作成し、屋外保管事業場の所在地を管轄する地方振興局に届け出てください。

2 みなし許可について（届出の前に）

みなし許可は、条例施行より前に県内で特定再生資源物の屋外保管を行っていた既存事業者への経過措置として設けるものです。

既存事業者は必要な添付書類が揃った届出書の届出により許可を受けたものとみなされますが、「IV 屋外保管事業場の保管基準」に違反している場合、速やかに改善する必要があります。

設備工事に時間を要するなど、速やかに「IV 屋外保管事業場の保管基準」を遵守した状態とするのが難しい場合は管轄する地方振興局にご相談ください。

3 提出部数

2 部（正本 1 部、副本 1 部）提出してください。

届出書の提出にあたっては、副本はすべて複写（コピー）を使用しても差し支えありません。

納税証明書、住民票の写し及び登記事項証明書は、原則として原本を提出する必要がありますが、届出者が希望する場合は、申請時に県職員による原本照合の上で複写書類による提出も可能です。

副本 1 部については、内容確認後、届出者の控えとして、受付印を押印して返却します。

郵送による副本の返却を希望する場合には、返信用封筒（必要な額の切手を貼り付けたもの。普通郵便、簡易書留、レターパック等いずれも可。）を併せて提出してください。

4 届出手数料

不要です。

5 届出書の受付窓口

受付窓口は「VI 5 申請書等の受付窓口」に同じ。

届出書を提出する方は、必ず事前に受付窓口で電話で予約してからお越しください。

6 留意事項

以下の点に留意してください。必要書類の不足・不備がある場合、受理できないことがあります。

- (1) 届出書及び添付書類は、本手引きに添付されている様式を使用してください。
(掲載URL <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16045b/scrap-jourei-permit.html>)
- (2) 添付書類は、「Ⅷ 添付書類の記載要領」に従って作成するとともに、原則としてA4版の大きさとしてください。所定の様式に書き込めない場合は、別紙を用いるか又は記載スペースを広げても差し支えありません。
- (3) 届出を行政書士に委任する場合は、委任状を提出してください（委任状については、「Ⅷ 添付書類の記載要領」20を参照）。
- (4) 既存屋外保管事業場には、届出前の「Ⅴ 3 地域住民等への周知」及び届出後の「Ⅸ 使用前検査」は課されませんが、見なし許可を受けた後に屋外保管事業場の変更許可申請を提出した場合は、変更許可に係る県の「Ⅸ 使用前検査」を受ける必要があります。
- (5) 既存屋外保管事業場の届出期限は令和7年12月31日ですが、各受付窓口の令和7年中の営業日は令和7年12月26日(金)までです。
届出期限前は受付窓口が混雑することが予想されますので、余裕を持った届出をお願いします。
- (6) 見なし許可を受けた場合、許可日は令和7年1月1日となり、許可期限は令和11年12月31日となります。
許可期限の概ね2か月前から更新の許可申請を行うことは可能ですが、許可期限前は受付窓口が混雑することが予想されますので、余裕を持った許可申請をお願いします。

7 届出書提出後について

届出書受理後、許可番号等を記載したみなし許可に関する通知を送付しますので、通知を受領後「Ⅳ 屋外保管事業場の保管基準」の掲示板を設置してください。

みなし許可通知後、届出書類の審査及び県の職員による立入検査を行います。立入検査等において、保管基準違反が確認された場合は、3か月を目途に改善計画書を提出してください。

なお、改善計画書に記載する改善に必要な合理的期間は下記を参考としてください。

(例1) 新たに囲いを設置する場合

- ・行政書士、コンサルタント等との打合せ（半月～1か月程度）
- ・囲いの発注から設置まで（1～2か月程度＊）
＊期間は見積書記載の納期程度としてください。
- ・改善報告書等作成（半月程度）

→改善に必要な合理的期間 3～4か月程度

(例 2) 新たにコンクリート敷設する場合

- ・ 行政書士、コンサルタント等との打合せ（半月～1 か月程度）
- ・ 敷設工事＋コンクリート硬化時間（2～3 か月程度）
- ・ 改善報告書等作成（半月程度）

→改善に必要な合理的期間 4～5 か月程度

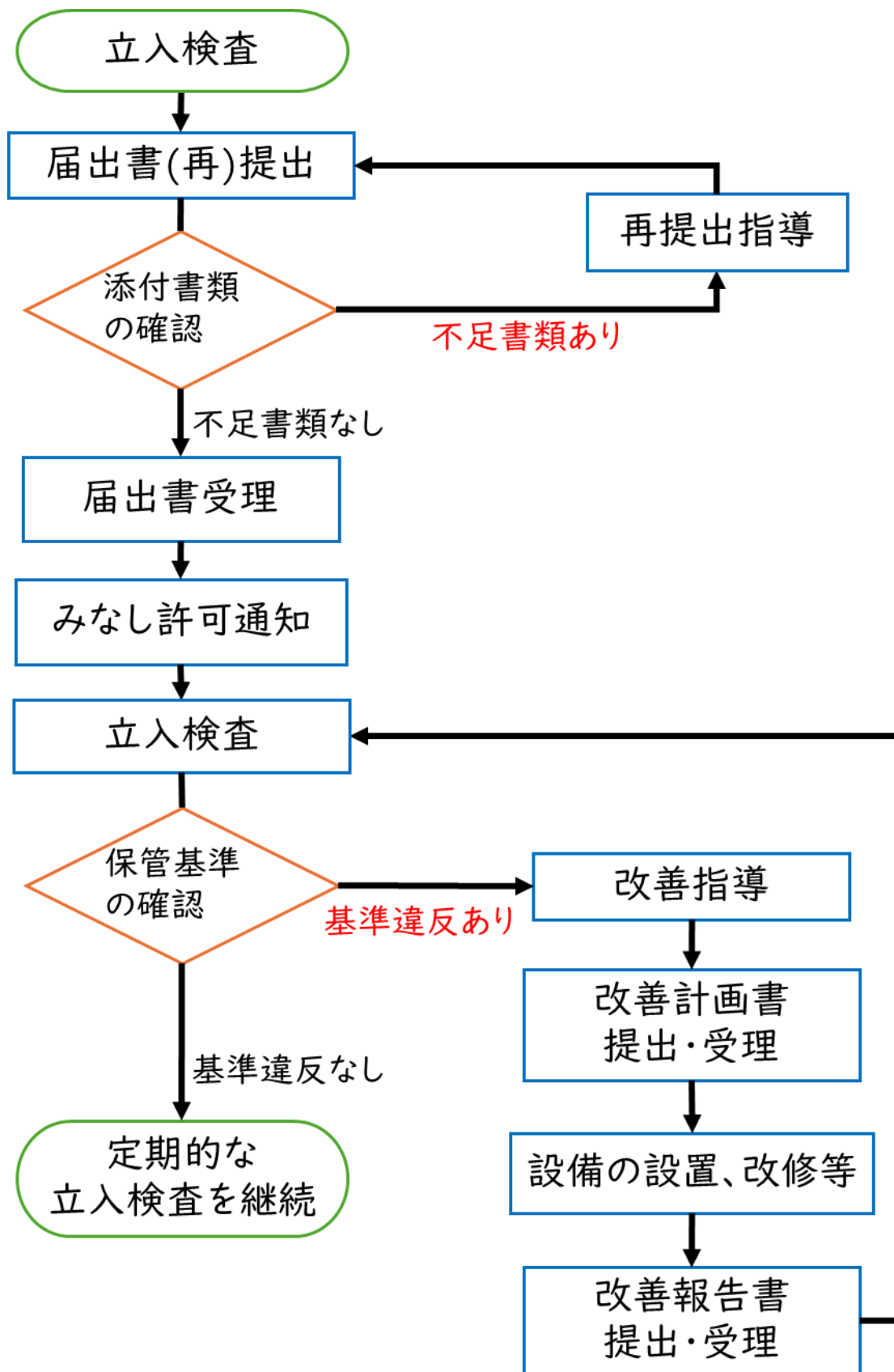


図 1 2 届出の受理後のフロー

8 既存屋外保管事業場届出書の記載要領

[第1面]

(1) 届出年月日

届出時には空欄とし、届出書に不備がないことを担当職員が確認した後で記入してください。

(2) 届出者の住所及び氏名

ア 法人の場合は、登記上の住所、法人の名称並びに代表者の職及び氏名を記入してください。

イ 個人の場合は住民票上の住所及び氏名を記入してください。

(3) 屋外保管事業場の設置の場所～屋外保管事業場における災害の防止及び生活環境の保全のための計画

「Ⅶ 1 屋外保管事業場設置許可申請書（新規・更新）」[第1面]（3）～（7）と同様に記入してください。

(4) 使用開始年月日

現に既存屋外保管事業場を使用開始した年月日を記入してください。

[第2面]及び[第3面]

「Ⅶ 1 屋外保管事業場設置許可申請書（新規・更新）」（8）～（12）に同じ。

7 添付書類

(1) 添付書類

添付書類は次のとおりです。19を除き「Ⅷ 添付書類の記載要領」を確認の上、書類を作成・添付してください。

「19 保管している特定再生資源物及びその種類ごとの数量を記載した記録の写し」の記載要領については、次項で示します。

添付書類 (番号1～18までは施行規則第7条第3項の号番号を指す。)	記載要領 ページ
1 屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該屋外保管事業場の付近の見取図	p. 34
2 屋外保管事業場の用に供する土地の登記事項証明書及び不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し（公図の写し）	p. 36
3 申請者が屋外保管事業場の用に供する土地の所有権を有しない場合にあっては、当該土地を使用する権原を有することを証する書面	p. 36
申請者が法人の場合	
4 定款又は寄附行為及び登記事項証明書	p. 36
5 申請前直近の事業年度の法人税及び法人事業税の滞納がないことを証する書類、同年の確定申告書の写し並びに財務諸表	p. 36
10 役員の住民票の写し及び条例第8条第1項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類	p. 37

1 1	発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び条例第8条第1項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）	p. 37
申請者が個人の場合		
6	前年の所得税及び個人事業税の滞納がないことを証する書類並びに確定申告書の写し	p. 36
7	住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。）及び条例第8条第1項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類	p. 37
8	条例第8条第1項第2号アからタに該当しないものであることを誓約する書面	p. 37
9	申請者が条例第8条第1項第2号スに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し。）及び条例第8条第1項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類	p. 37
1 2	申請者に施行規則第12条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び条例第8条第1項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類	p. 38
1 3	申請者（申請者が法人である場合には、役員）が外国人である場合には、当該申請者又は役員の日本国における在留資格及び在留期間が確認できる書類	p. 38
1 4	屋外保管事業場の維持に関する計画	p. 38
1 5	油水分離装置及びこれに接続している排水溝の管理の方法	p. 38
1 7	保管する特定再生資源物の性状に応じた、屋外保管事業場から特定再生資源物又は当該保管に伴って生じた汚水若しくは油分の飛散、流出及び地下浸透並びに悪臭の発散の防止の方法	
1 6	電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものの回収及び処理の方法	p. 39
1 8	保管等に伴う騒音又は振動による生活環境の保全上の支障の発生の防止の方法	p. 39
1 9	保管している特定再生資源物及びその種類ごとの数量を記載した記録の写し	p. 40
2 0	委任状（行政書士が代理人として申請する場合に添付）	p. 40

(2) 添付書類「1 9 保管している特定再生資源物及びその種類ごとの数量を記載した記録の写し」の記載要領

ア 届出日（令和7年1月1日～令和7年12月31日に限る。）時点の特定再生資源物の種類及び保管数量を記載した書類を作成してください。

イ 記録とともに、条例施行日（令和7年1月1日）以前に当該屋外保管事業場が存在していたことを証明するもの（屋外保管事業場設置に係る工事記録、特定再生資源物の取引記録、撮影日時が条例施行日以前であることが分かる

屋外保管事業場を写した写真など）を添付してください。

XV 添付書類等チェックリスト（新規・更新・変更許可申請）

	確認	備 考
許可申請書（要項様式第2号 第1面～第3面）	☐	
1 屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図 構造図及び設計計算書 当該屋外保管事業場の付近の見取図	☐ ☐ ☐	
2 屋外保管事業場の用に供する土地の登記事項証明書 不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し（公図の写し）	☐ ☐	
3 申請者が屋外保管事業場の用に供する土地の所有権を有しない場合にあっては、当該土地を使用する権原を有することを証する書面	☐	
4 定款又は寄附行為 登記事項証明書	☐ ☐	申請者が法人である場合
5 申請前直近の事業年度の法人税及び法人事業税の滞納がないことを証する書類 申請前直近の事業年度の確定申告書の写し 財務諸表	☐ ☐ ☐	申請者が法人である場合
6 前年の所得税及び個人事業税の滞納がないことを証する書類 確定申告書の写し	☐ ☐	申請者が個人である場合
7 住民票の写し 条例第8条第1項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類	☐ ☐	申請者が個人である場合
8 申請者が条例第8条第1項第2号アからタまでに該当しないものであることを誓約する書面	☐	
9 法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し。） 条例第8条第1項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類	☐ ☐	申請者が未成年者である場合
10 役員の住民票の写し 条例第8条第1項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類	☐ ☐	申請者が法人である場合
11 株主又は出資者の住民票の写し 条例第8条第1項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）	☐ ☐	申請者が法人である場合
12 使用人の住民票の写し 条例第8条第1項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類	☐ ☐	

1 3 申請者（申請者が法人である場合には、役員）が外国人である場合には、当該申請者又は役員の日本国における在留資格及び在留期間が確認できる書類	☐	
1 4 屋外保管の維持に関する計画	☐	
1 5 油水分離装置及びこれに接続している排水溝の管理の方法 1 7 保管する特定再生資源物の性状に応じた、屋外保管事業場から特定再生資源物又は当該保管に伴って生じた汚水若しくは油分の飛散、流出及び地下浸透並びに悪臭の発散の防止の方法	☐ ☐	
1 6 電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものの回収及び処理の方法	☐	
1 8 保管等に伴う騒音又は振動による生活環境の保全上の支障の発生の防止の方法	☐	
1 9 地域住民等への説明結果	☐	新規申請の場合
2 0 委任状	☐	申請を行政書士等に委任する場合

XV 添付書類等チェックリスト（既存屋外保管事業場届出）

	確認	備 考
既存屋外保管事業場届出書（要項様式第9号 第1面～第3面）	☐	
1 屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図 構造図及び設計計算書 当該屋外保管事業場の付近の見取図	☐ ☐ ☐	
2 屋外保管事業場の用に供する土地の登記事項証明書 不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し（公図の写し）	☐ ☐	
3 申請者が屋外保管事業場の用に供する土地の所有権を有しない場合にあっては、当該土地を使用する権原を有することを証する書面	☐	
4 定款又は寄附行為 登記事項証明書	☐ ☐	申請者が法人である場合
5 申請前直近の事業年度の法人税及び法人事業税の滞納がないことを証する書類 申請前直近の事業年度の確定申告書の写し 財務諸表	☐ ☐ ☐	申請者が法人である場合
6 前年の所得税及び個人事業税の滞納がないことを証する書類 確定申告書の写し	☐ ☐	申請者が個人である場合
7 住民票の写し 条例第8条第1項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類	☐ ☐	申請者が個人である場合
8 申請者が条例第8条第1項第2号アからタまでに該当しないものであることを誓約する書面	☐	
9 法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し。） 条例第8条第1項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類	☐ ☐	申請者が未成年者である場合
10 役員の住民票の写し 条例第8条第1項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類	☐ ☐	申請者が法人である場合
11 株主又は出資者の住民票の写し 条例第8条第1項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）	☐ ☐	申請者が法人である場合
12 使用人の住民票の写し 条例第8条第1項第2号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類	☐ ☐	

1 3 申請者（申請者が法人である場合には、役員）が外国人である場合には、当該申請者又は役員の日本国における在留資格及び在留期間が確認できる書類	☐	
1 4 屋外保管の維持に関する計画	☐	
1 5 油水分離装置及びこれに接続している排水溝の管理の方法 1 7 保管する特定再生資源物の性状に応じた、屋外保管事業場から特定再生資源物又は当該保管に伴って生じた汚水若しくは油分の飛散、流出及び地下浸透並びに悪臭の発散の防止の方法	☐ ☐	
1 6 電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものの回収及び処理の方法	☐	
1 8 保管等に伴う騒音又は振動による生活環境の保全上の支障の発生の防止の方法	☐	
1 9 保管している特定再生資源物及びその種類ごとの数量を記載した記録の写し	☐	
2 0 委任状	☐	申請を行政書士等に委任する場合

X VI 様式集

屋外保管事業場設置許可申請書	要綱様式第 2 号
屋外保管事業場使用前検査申請書	要綱様式第 3 号
屋外保管事業場変更許可申請書	要綱様式第 4 号
屋外保管事業場軽微変更等届出書	要綱様式第 5 号
屋外保管事業場譲受け等許可申請書	要綱様式第 6 号
屋外保管事業場設置者合併等認可申請書	要綱様式第 7 号
屋外保管事業場設置者相続届出書	要綱様式第 8 号
既存屋外保管事業場届出書	要綱様式第 9 号
誓約書	別紙様式第 1 号
地域住民等への周知結果について	別紙様式第 2 号